

いなべ市障がい者計画
いなべ市第7期障がい福祉計画
いなべ市第3期障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

【計画素案】

令和5年11月

いなべ市

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 法令等改正の動き.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の期間.....	4
5. 計画策定の体制.....	4
第2章 障がいのある人の現状.....	5
1. 統計データからみる本市の現状.....	5
2. 各種調査からみる本市の現状.....	11
3. 計画の進捗状況.....	29
第3章 基本構想.....	34
1. 計画の基本理念.....	34
2. 計画の基本的視点.....	34
3. 計画の基本目標.....	36
4. 計画の施策体系.....	37
第4章 障がい者計画.....	38
基本目標1 障がいに対する理解と配慮の促進.....	38
基本目標2 保健・医療体制の充実.....	43
基本目標3 日常生活への支援の充実.....	45
基本目標4 多様な社会参加の促進.....	49
基本目標5 教育・保育・療育の充実.....	52
第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画.....	56
1. 国の指針に基づく令和8年度の成果目標.....	56
2. 障がい福祉サービス等の見込み量.....	64
3. 地域生活支援事業（必須事業）等の目標設定及び見込み量.....	72
4. 地域生活支援事業（任意事業）等の見込み量.....	77
5. 障がい児支援事業の見込み量.....	78
6. その他の活動指標.....	80
第6章 計画の推進体制.....	81
1. 市民、団体等との連携による計画の推進.....	81
2. 障がい福祉及び障がい児支援事業の円滑な提供のための推進体制.....	81
3. 計画の進捗管理.....	82

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

いなべ市（以下、「本市」という）では、令和3年に「いなべ市障がい者計画 いなべ市第6期障がい福祉計画 いなべ市第2期障がい児福祉計画」（以下、「前回計画」という）を策定し、「生きがいと支え合いで 笑顔あふれる地域共生社会」の基本理念の下、障害福祉行政を推進してきました。

国においては、令和5年に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）が策定され、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進するとともに、同計画において、①「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という価値観を国民全体で共有できる共生社会、②SDGsの理念とも軌を一にした、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会、③デジタルを活用し、障がいの有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会、④障がい者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会、といっためざすべき社会を掲げています。

令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村において、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が創意工夫を持って円滑に実施できるよう、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が令和3年に法定化されました。

今後、「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みや、専門的な支援を要する人に対して、それぞれの関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の整備に向けた取り組みが求められています。

このような中、令和2年より世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイルの変化を余儀なくされ、福祉分野においても様々な課題が顕在化してきました。本計画では、このように大きく変わる障がい者施策を取り巻く状況や、障がいのある人を取り巻く現状を踏まえた上で、障がいのある人が地域の中で人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、生き生きと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現をめざし、「いなべ市障がい者計画 いなべ市第7期障がい福祉計画 いなべ市第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2. 法令等改正の動き

障がいのある人に関する法律や制度は近年大きく変化しているため、本計画においては、下記のような障がい者福祉分野の関連法整備の動向を踏まえたものとします。

■障がい者関連法整備の主な動き

年	国の主な法律・制度等	概要
2014 (H26)	障害者の権利に関する条約批准	「障害者権利条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託。平成26年2月19日より国内において効力を生じる
2015 (H27)	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	原因が分からず、効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大
2016 (H28)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行	障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の成立	障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
2018 (H30)	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進、計画策定が努力義務化（地方公共団体）
2019 (R1)	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正	障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体）、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給等
	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進等
2020 (R3)	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正	事業主に対する給付制度、優良事業主としての認定制度の創設 「障害者活躍推進計画」の作成、公表の義務化
2021 (R3)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正	国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化
2022 (R4)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律	障がい者等の地域生活の支援体制の充実 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進 精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

3. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体的に策定するものであり、各計画は以下の法律に基づいています。

■障がい者計画

本市の障がい者施策全般にかかる基本的な考え方や方針を明らかにし、具体的な取り組みを示すものです。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号） 第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障がい福祉計画・障がい児福祉計画

本市における障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を確保するための計画です。今後、必要とされる障がい福祉サービスや地域支援拠点等の種別の量の見込みを計画的に整備することを目的としています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号） 第 88 条第 1 項

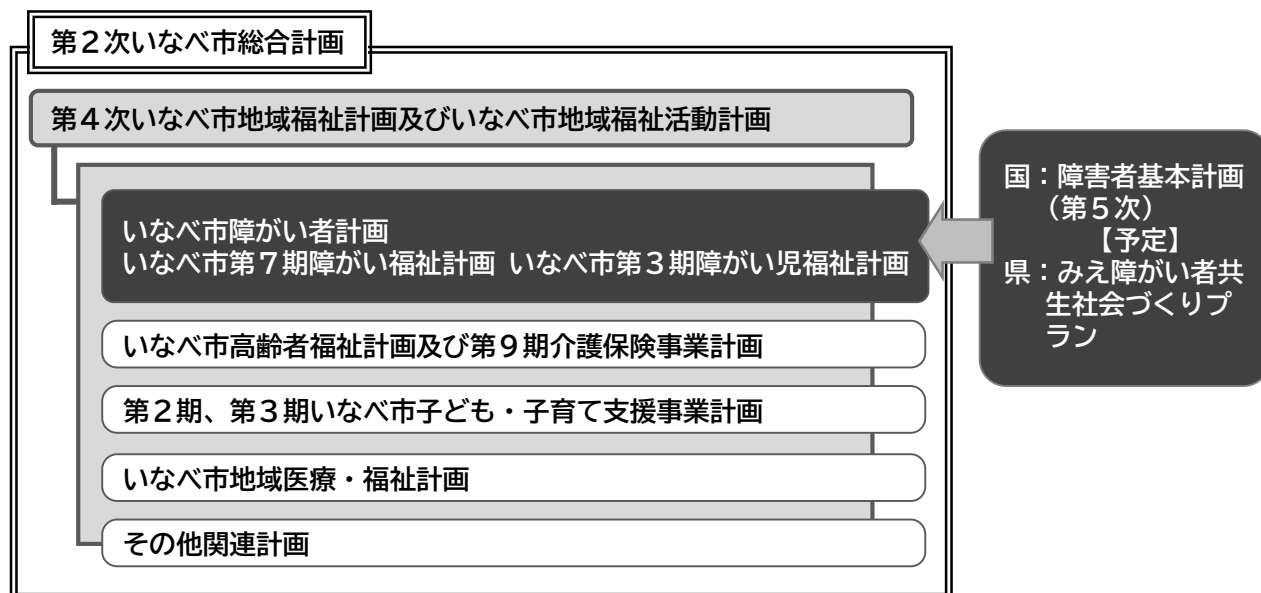
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 本市における位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）【令和5年度～令和9年度】」、三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、また、「第2次いなべ市総合計画」「第4次いなべ市地域福祉計画及びいなべ市地域福祉活動計画」「第2期、第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画」「いなべ市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」等との整合・連携を図りながら策定しました。



4. 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、障がいのある人を取り巻く環境や社会情勢の変化に応じて、計画期間中であっても適宜見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
いなべ市障がい者計画 いなべ市第6期障がい福祉計画 いなべ市第2期障がい児福祉計画			いなべ市障がい者計画 いなべ市第7期障がい福祉計画 いなべ市第3期障がい児福祉計画			次期計画		

5. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、障がいのある人の現状や今後の意向等を把握するため、本市在住の障がいのある人を対象としたアンケート調査や市民アンケート調査、関連団体・関連事業所のアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料として活用しました。

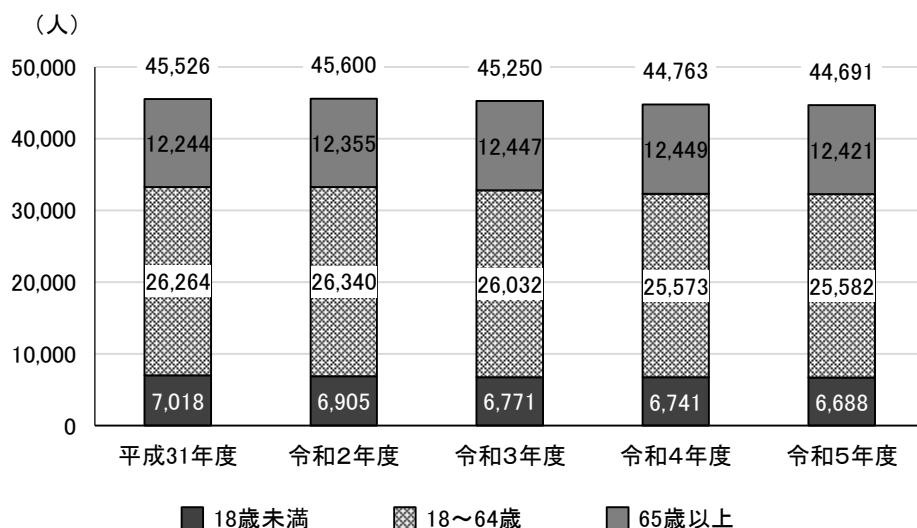
また、「いなべ市障害者自立支援協議会」の意見を反映するとともに、パブリックコメントを実施して、各種意見を反映した上で策定しました。

第2章 障がいのある人の現状

1. 統計データからみる本市の現状

(1) 人口推移

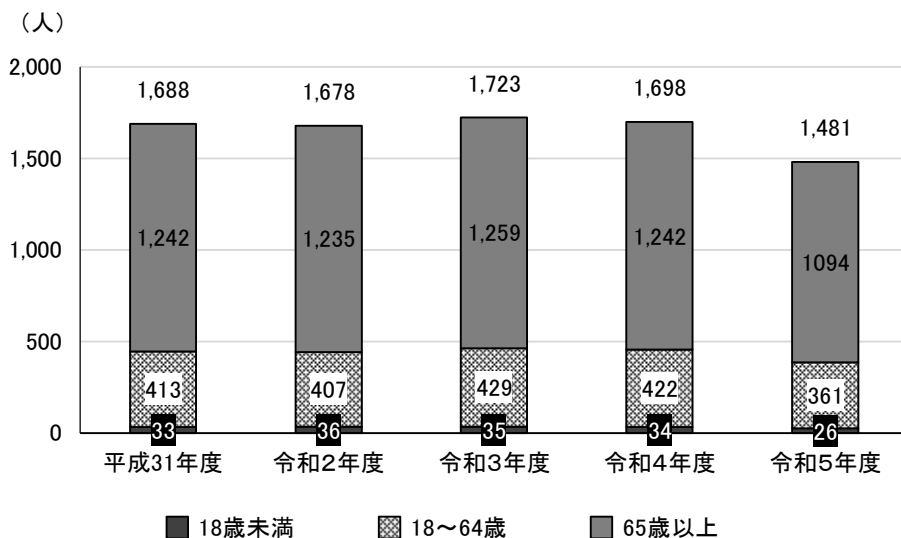
本市の人口は、平成31年度の45,526人から令和2年度の45,600人と微増しましたが、令和3年度以降減少に転じ、令和5年度では44,691人となっています。



資料：住民基本台帳（各年度4月）

(2) 身体障がいのある人の現状

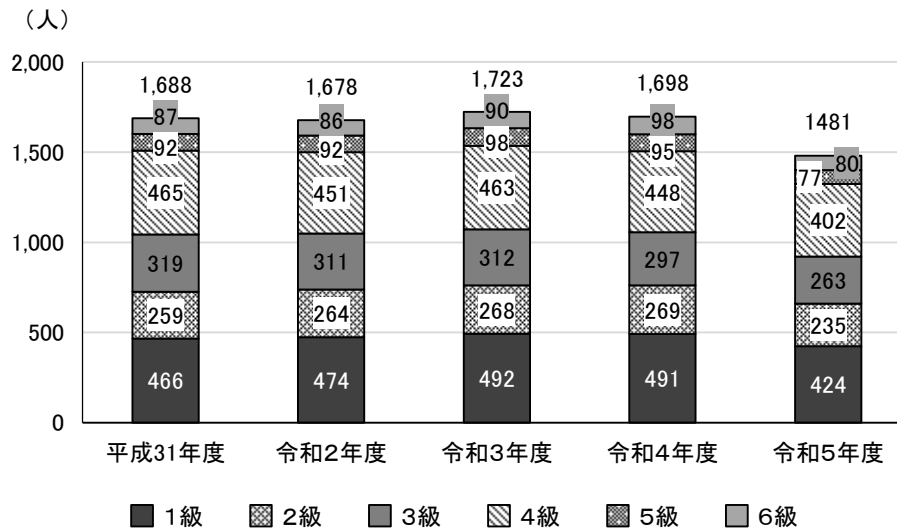
身体障害者手帳所持者数は増減しながら推移しており、令和3年度では1,723人と最も多く、令和4年度以降減少に転じ、令和5年度では1,481人となっています。



資料：障害福祉課（各年度4月）

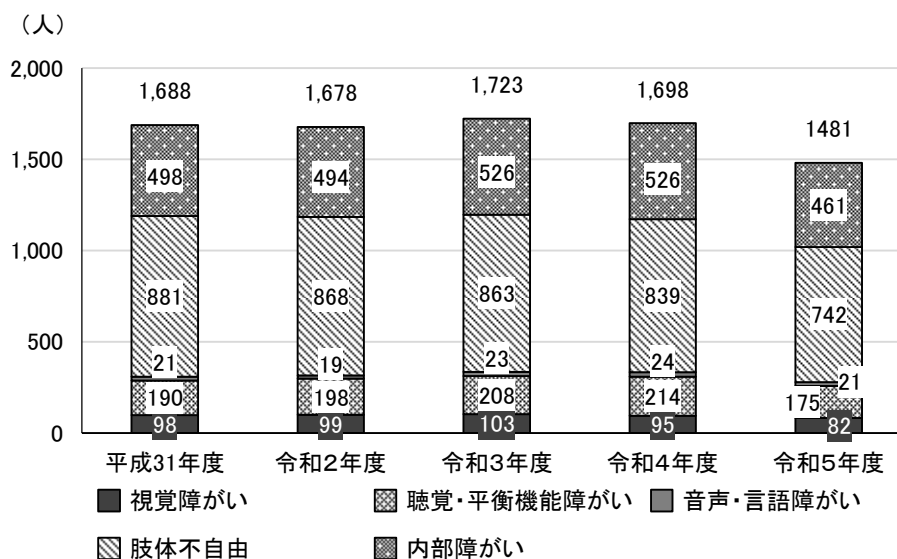
等級別にみると、令和3年度にいずれの等級においてもわずかに増加しています。

経年の推移をみると「3級」「4級」では減少傾向となっており、「3級」では令和元年度の319人から、令和5年度では56人減少して263人、「4級」では令和元年度の465人から、令和5年度では63人減少して402人となっています。



資料：障害福祉課（各年度4月）

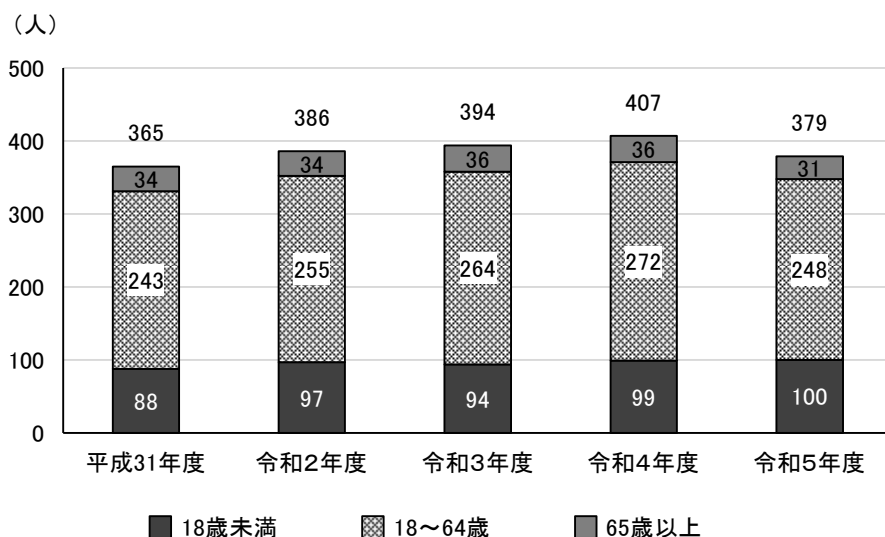
障がい種別についてみると、「肢体不自由」では令和4年度にかけて緩やかな減少傾向で推移していましたが、令和5年度に大きく減少して742人となっています。「視覚障がい」「聴覚・平衡機能障がい」「音声・言語障がい」「内部障がい」では、令和4年度にかけて増減はあるものの、概ね増加傾向で推移していましたが、令和5年度にいずれの障がい種別においても大きく減少しています。



資料：障害福祉課（各年度4月）

(3) 知的障がいのある人の現状

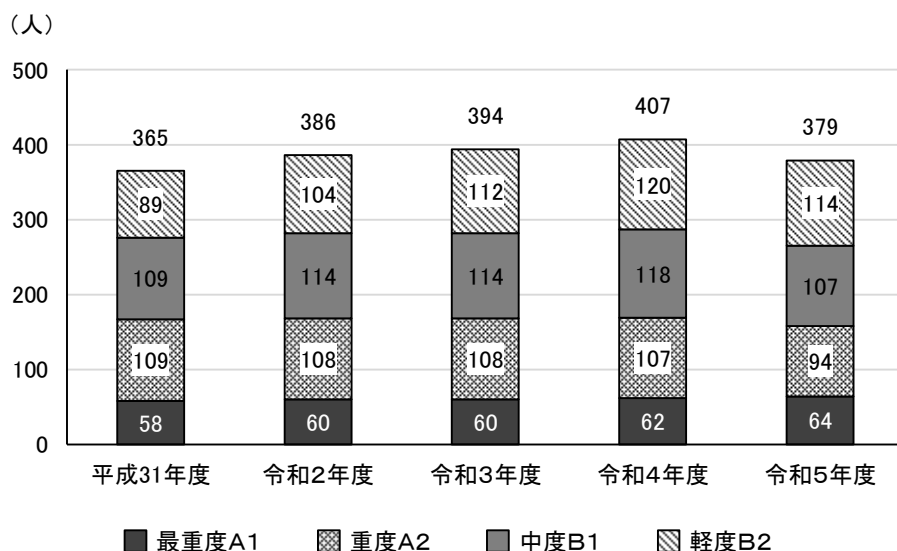
療育手帳所持者数は平成 31 年度から令和 4 年度にかけて増加傾向で推移してきましたが、令和 5 年度は令和 4 年度から 28 人減少して 379 人となっています。



資料：障害福祉課（各年度 4 月）

等級別にみると、「最重度 A 1」は平成 31 年度より緩やかな増加傾向で推移しており、平成 31 年度から 6 人増加して 64 人となっています。

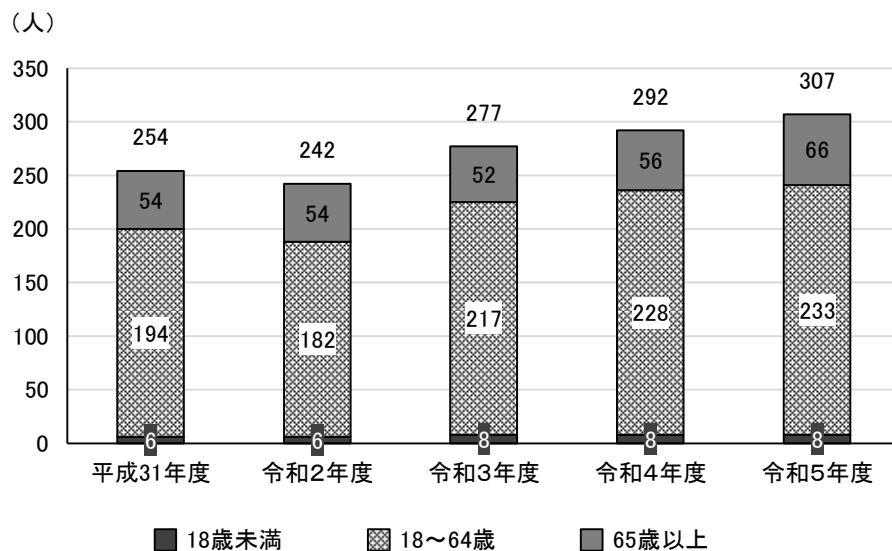
「中度 B 1」「軽度 B 2」は平成 31 年度から令和 4 年度にかけて緩やかな増加傾向、「重度 A 2」は緩やかな減少傾向で推移していましたが、いずれも令和 5 年度で減少がみられました。



資料：障害福祉課（各年度 4 月）

(4) 精神障がいのある人の現状

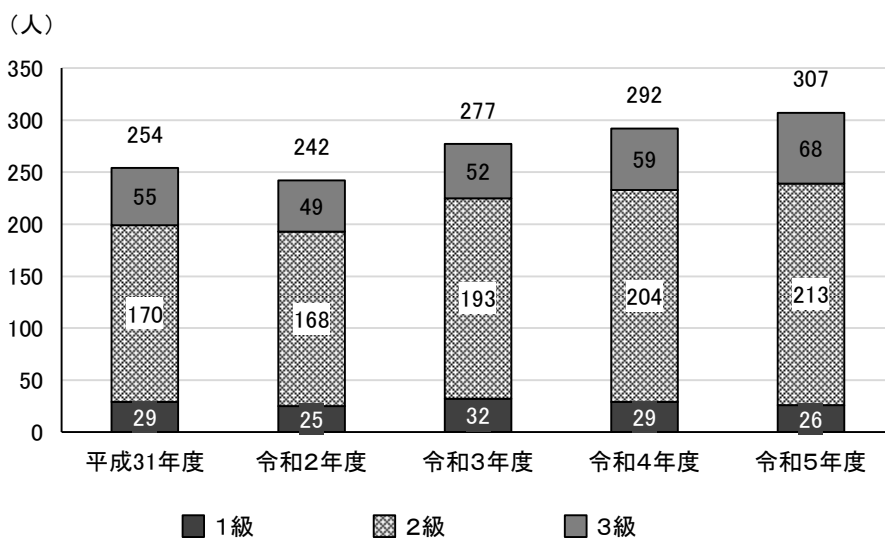
精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和2年度に減少しましたが、令和3年度より増加に転じ、令和5年度では307人となっています。



資料：障害福祉課（各年度4月）

等級別にみると、令和2年度にいずれの等級において減少がみられました。

「1級」では令和3年度に増加がみられましたが、令和4年度以降は減少傾向で推移しています。「2級」「3級」では令和3年度以降増加傾向で推移しており、「2級」では令和5年度は令和2年度より45人増加して213人、「3級」では19人増加して68人となっています。

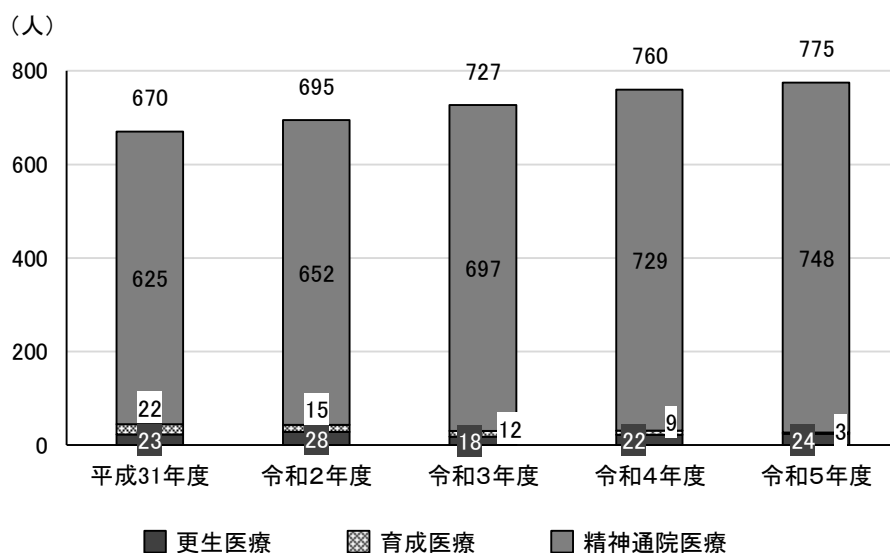


資料：障害福祉課（各年度4月）

(5) 自立支援医療受給者の現状

自立支援医療受給者は、「更生医療」では増減を繰り返しながら概ね 20 人台前半で推移しています。

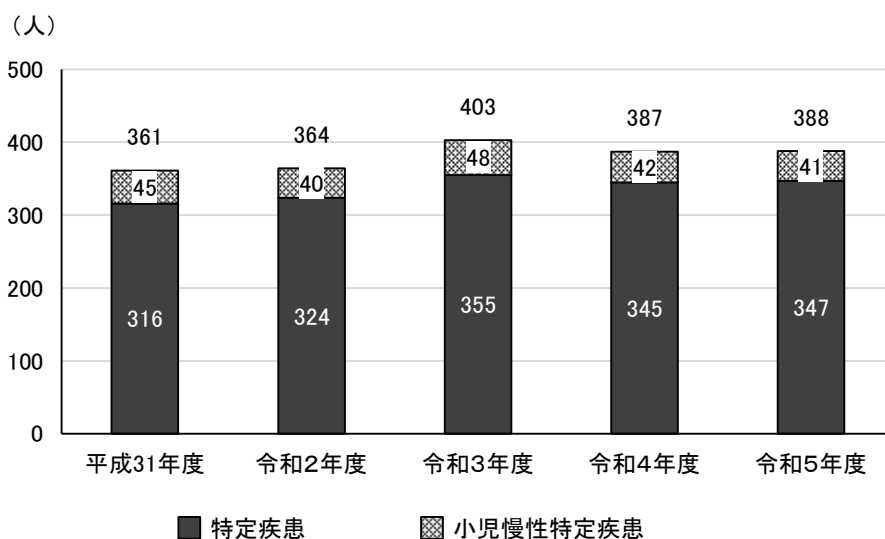
「育成医療」は減少傾向で推移しており、平成 31 年度から令和 5 年度にかけて 19 人減少し、令和 5 年度で 3 人となっています。また、「精神通院医療」は増加傾向で推移しており、平成 31 年度から令和 5 年度にかけて 123 人増加し、令和 5 年度で 748 人となっています。



資料：障害福祉課（各年度 4 月）

(6) 難病患者の現状

難病患者はいずれも増減しながら推移しており、平成 31 年度から令和 5 年度にかけて「特定疾患」は 31 人増加し令和 5 年度では 347 人、「小児慢性特定疾患」は 4 人減少し令和 5 年度では 41 人となっています。



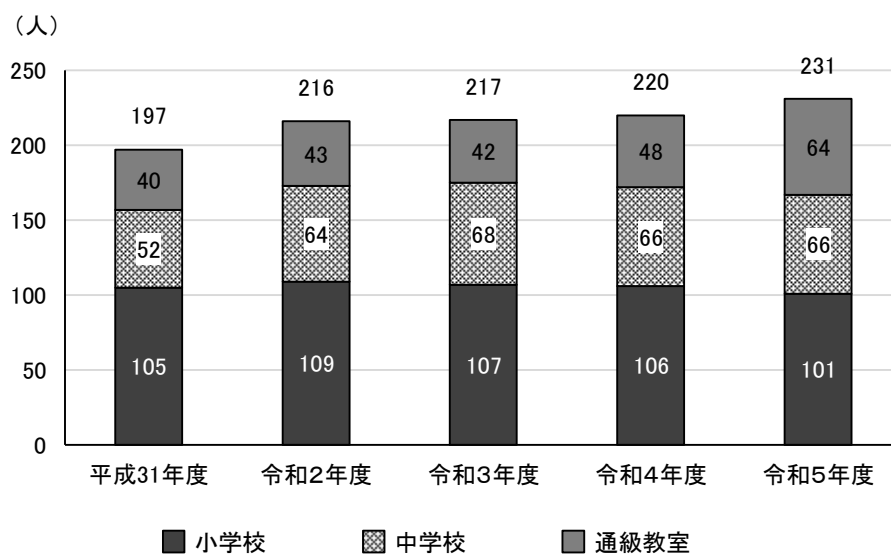
資料：障害福祉課（各年度 4 月）

(7) 特別支援学級等の現状

特別支援学級等の在籍者数は「小学校」では令和2年度以降緩やかな減少傾向で推移しており、令和2年度から令和5年度にかけて8人減少し101人となっています。

「中学校」では令和2年度以降増減はあるものの、おおむね横ばいで推移しており、令和5年度で66人となっています。

「通級教室」では増減はあるものの増加傾向で推移しており、令和2年度から令和5年度にかけて21人増加し64人となっています。



資料：障害福祉課（各年度4月）

2. 各種調査からみる本市の現状

アンケート調査

●アンケート調査対象と期間

<令和4年11月20日～令和4年12月4日>

- ・令和4年11月現在、いなべ市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・令和4年11月現在、いなべ市在住の方

●調査方法

- ・調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族など）
- ・郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

●回収結果

調査票	調査件数 (配布数)	有効回答数	有効回答率
障害者手帳所持者調査	1,000 件	430 件	43.0%
市内在住者調査	1,000 件	394 件	39.4%

●調査結果について

- ・回答結果は、小数第2位を四捨五入した有効サンプル数に対して、それぞれの回答の割合を示しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・グラフ及び表の「N」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- ・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・設問及び本文中の選択肢の引用について、長い文は簡略化している場合があります。
- ・グラフや表中の表記について、不鮮明になる場合は簡略化している場合があります。

(1) 障害者手帳所持者アンケート調査の結果

①福祉サービスの利用状況（各サービスごとに単数回答）

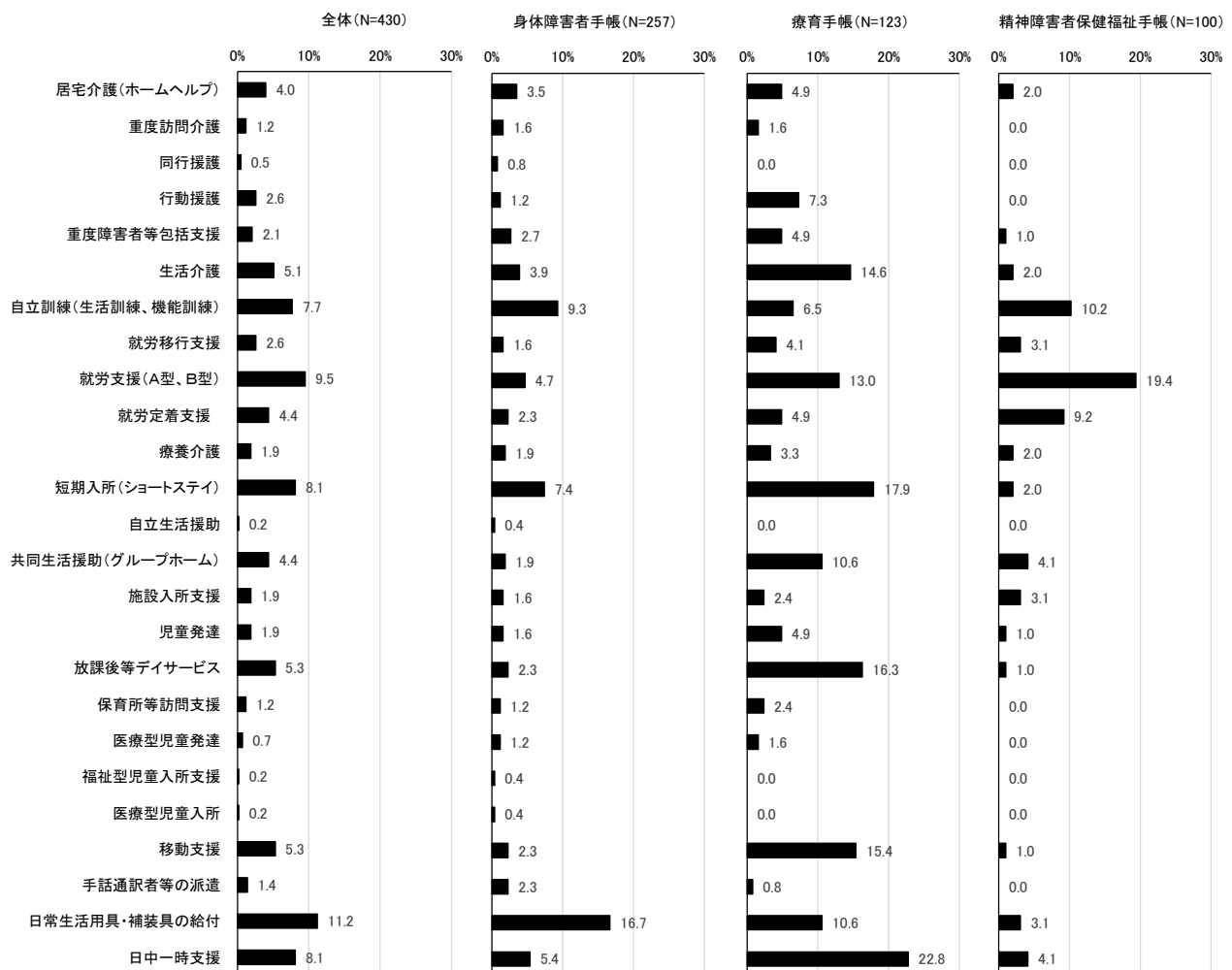
福祉サービスの利用状況をみると、全体では「日常生活用具・補装具の給付」が11.2%と最も高く、次いで「就労支援（A型、B型）」が9.5%、「短期入所（ショートステイ）」「日中一時支援」がともに8.1%となっています。

身体障害者手帳所持者では「日常生活用具・補装具の給付」が16.7%と最も高く、次いで「自立訓練（生活訓練、機能訓練）」が9.3%、「短期入所（ショートステイ）」が7.4%となっています。

療育手帳所持者では「日中一時支援」が22.8%と最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が17.9%、「放課後等デイサービス」が16.3%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では「就労支援（A型、B型）」が19.4%と最も高く、次いで「自立訓練（生活訓練、機能訓練）」が10.2%、「就労定着支援」が9.2%となっています。

■利用状況



※「計画相談支援・障害児相談支援」はサービスを利用する全ての方が利用するため除く

②福祉サービスの利用意向（単数回答）

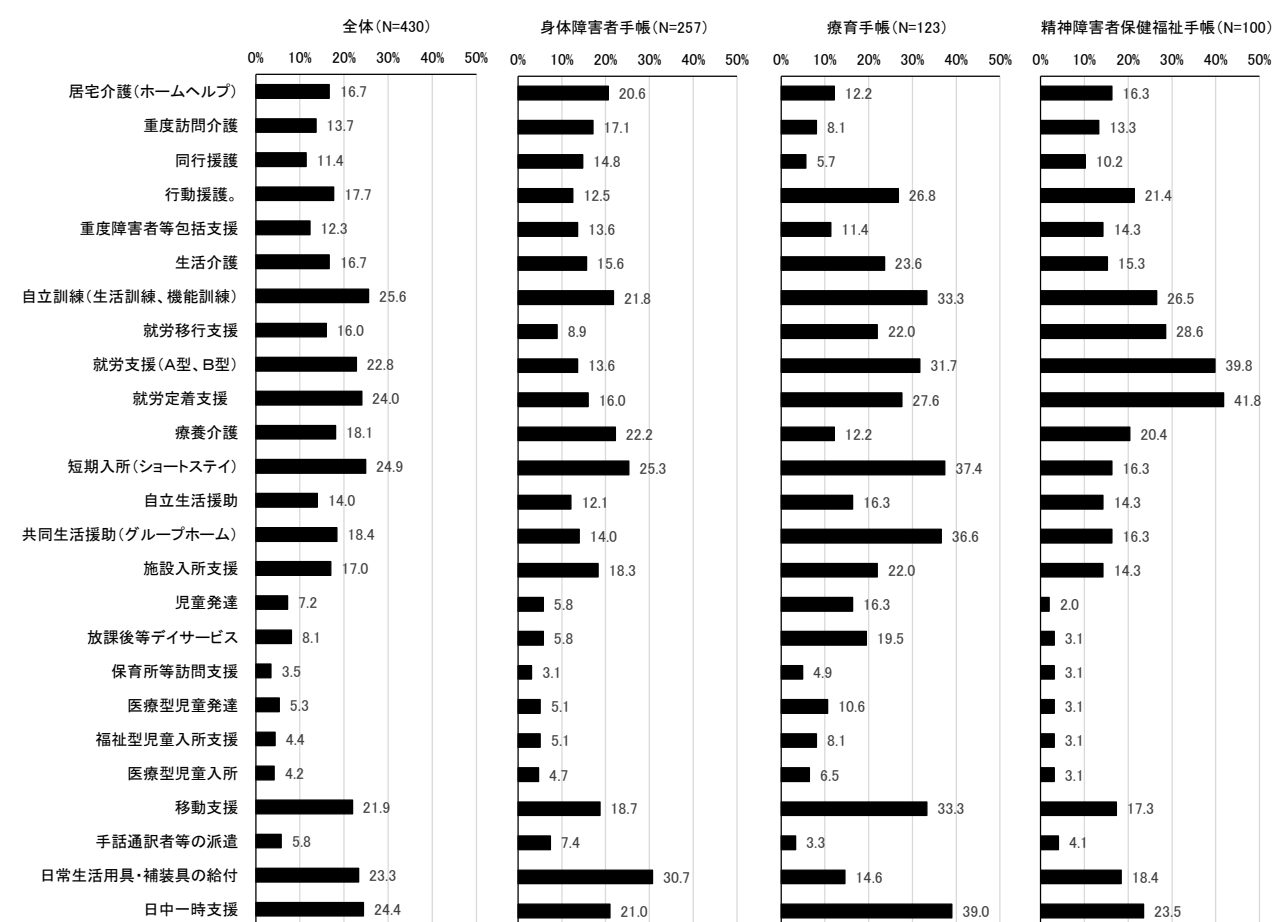
福祉サービスの利用意向をみると、全体では「自立訓練（生活訓練、機能訓練）」が25.6%と最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が24.9%、「日中一時支援」が24.4%となっています。

身体障害者手帳所持者では「日常生活用具・補装具の給付」が30.7%と最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が25.3%、「療養介護」が22.2%となっています。

療育手帳所持者では「日中一時支援」が39.0%と最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が37.4%、「共同生活援助（グループホーム）」が36.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では「就労定着支援」が41.8%と最も高く、次いで「就労支援（A型、B型）」が39.8%、「就労移行支援」が28.6%となっています。

■利用状況

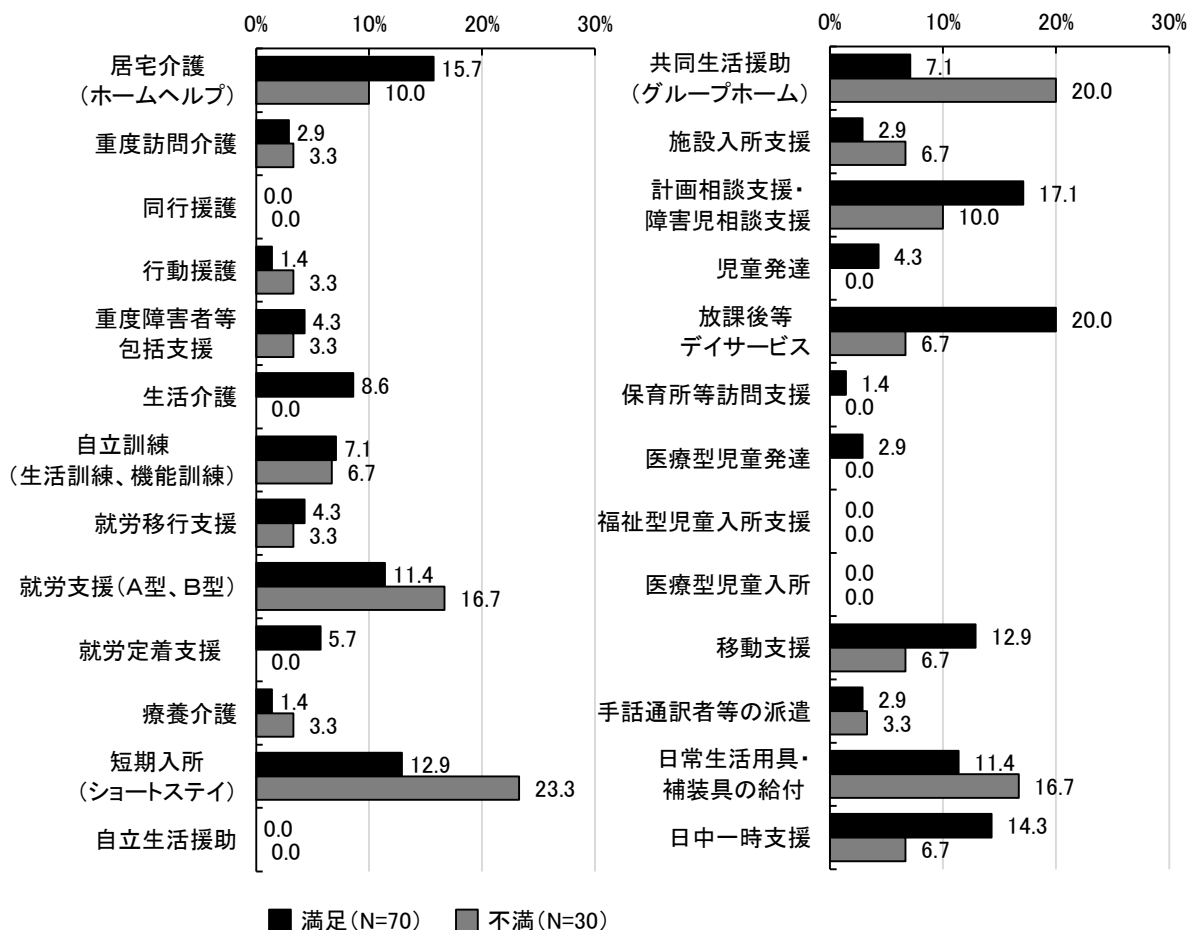


※「計画相談支援・障害児相談支援」はサービスを利用する全ての方が利用するため除く

③特に満足なサービス・不満なサービスは何ですか(複数回答)

サービスで特に満足なものについてみると、「放課後等デイサービス」が20.0%と最も高く、次いで「計画相談支援・障害児相談支援」が17.1%、「居宅介護（ホームヘルプ）」が15.7%となっています。

サービスで特に不満なものについてみると、「短期入所（ショートステイ）」が23.3%と最も高く、次いで「共同生活援助（グループホーム）」が20.0%、「就労支援（A型、B型）」「日常生活用具・補装具の給付」がともに16.7%となっています。



※不明・無回答を除く

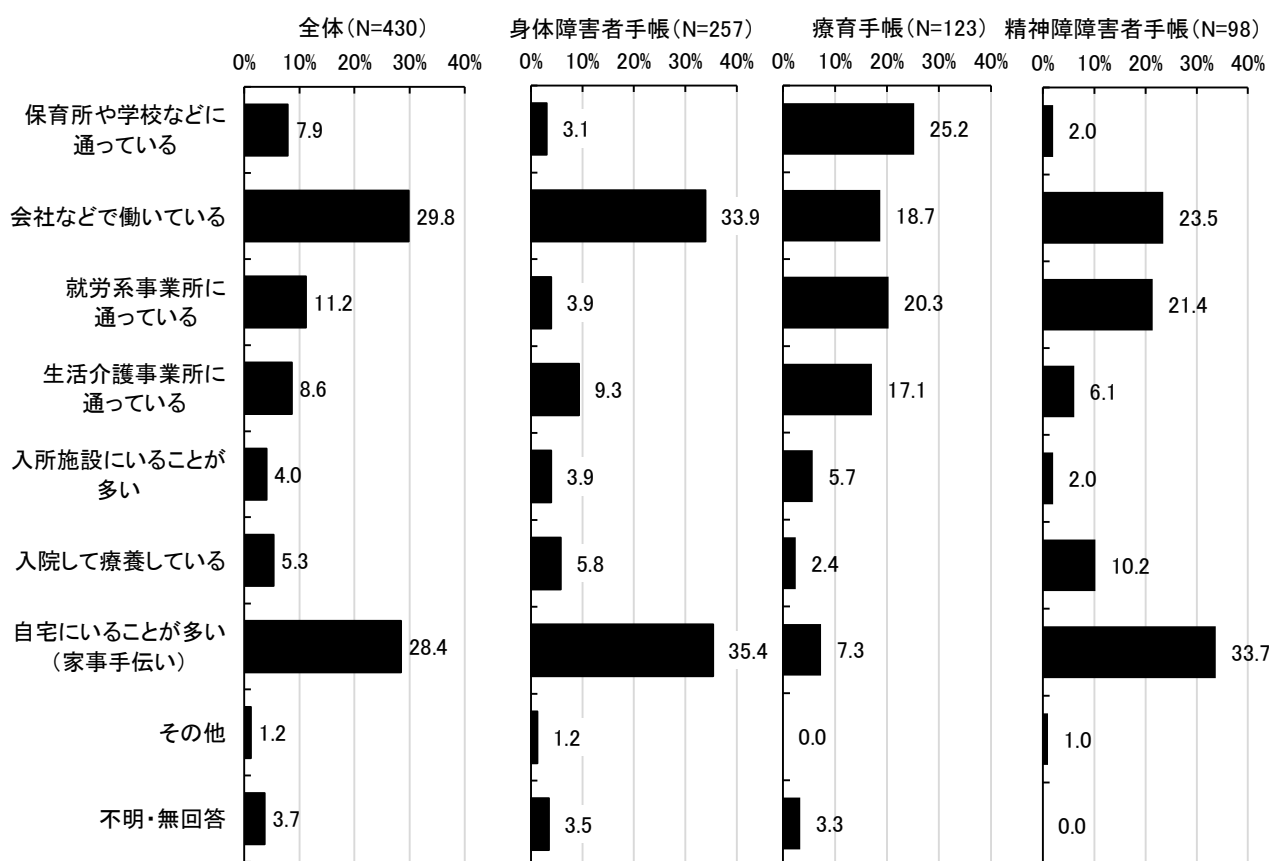
④平日の日中、主にどのように過ごしていますか（単数回答）

平日の日中の過ごし方についてみると、全体では「会社などで働いている」が29.8%と最も高く、次いで「自宅にすることが多い（家事手伝い）」が28.4%、「就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援A型B型など）に通っている」が11.2%となっています。

身体障害者手帳所持者では「自宅にすることが多い（家事手伝い）」が35.4%と最も高く、次いで「会社などで働いている」が33.9%、「生活介護事業所（デイサービスを含む）に通っている」が9.3%となっています。

療育手帳所持者では「保育所や学校などに通っている」が25.2%と最も高く、次いで「就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援A型B型など）に通っている」が20.3%、「会社などで働いている」が18.7%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では「自宅にすることが多い（家事手伝い）」が33.7%と最も高く、次いで「会社などで働いている」が23.5%、「就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援A型B型など）に通っている」が21.4%となっています。



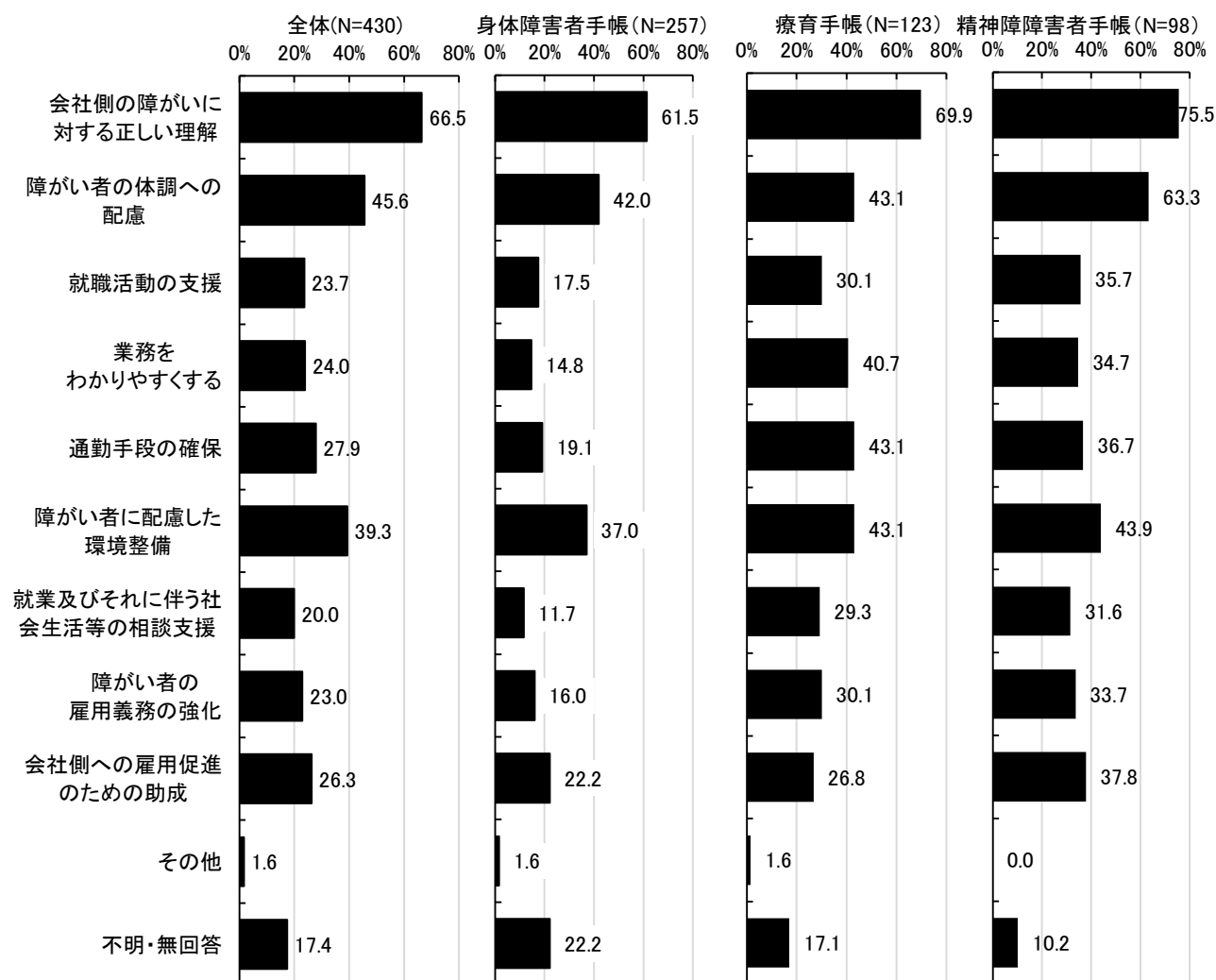
⑤就労系事業所など以外で障がい者が働くには、どのような条件が必要だと思いますか(複数回答)

就労系事業所など以外で障がい者が働くために必要な条件についてみると、全体では「会社側の障がいに対する正しい理解」が66.5%と最も高く、次いで「障がい者の体調への配慮」が45.6%、「障がい者に配慮した環境整備」が39.3%となっています。

身体障害者手帳所持者では「会社側の障がいに対する正しい理解」が61.5%と最も高く、次いで「障がい者の体調への配慮」が42.0%、「障がい者に配慮した環境整備」が37.0%となっています。

療育手帳所持者では「会社側の障がいに対する正しい理解」が69.9%と最も高く、次いで「障がい者の体調への配慮」「通勤手段の確保」「障がい者に配慮した環境整備」がそれぞれ43.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では「会社側の障がいに対する正しい理解」が75.5%と最も高く、次いで「障がい者の体調への配慮」が63.3%、「障がい者に配慮した環境整備」が43.9%となっています。



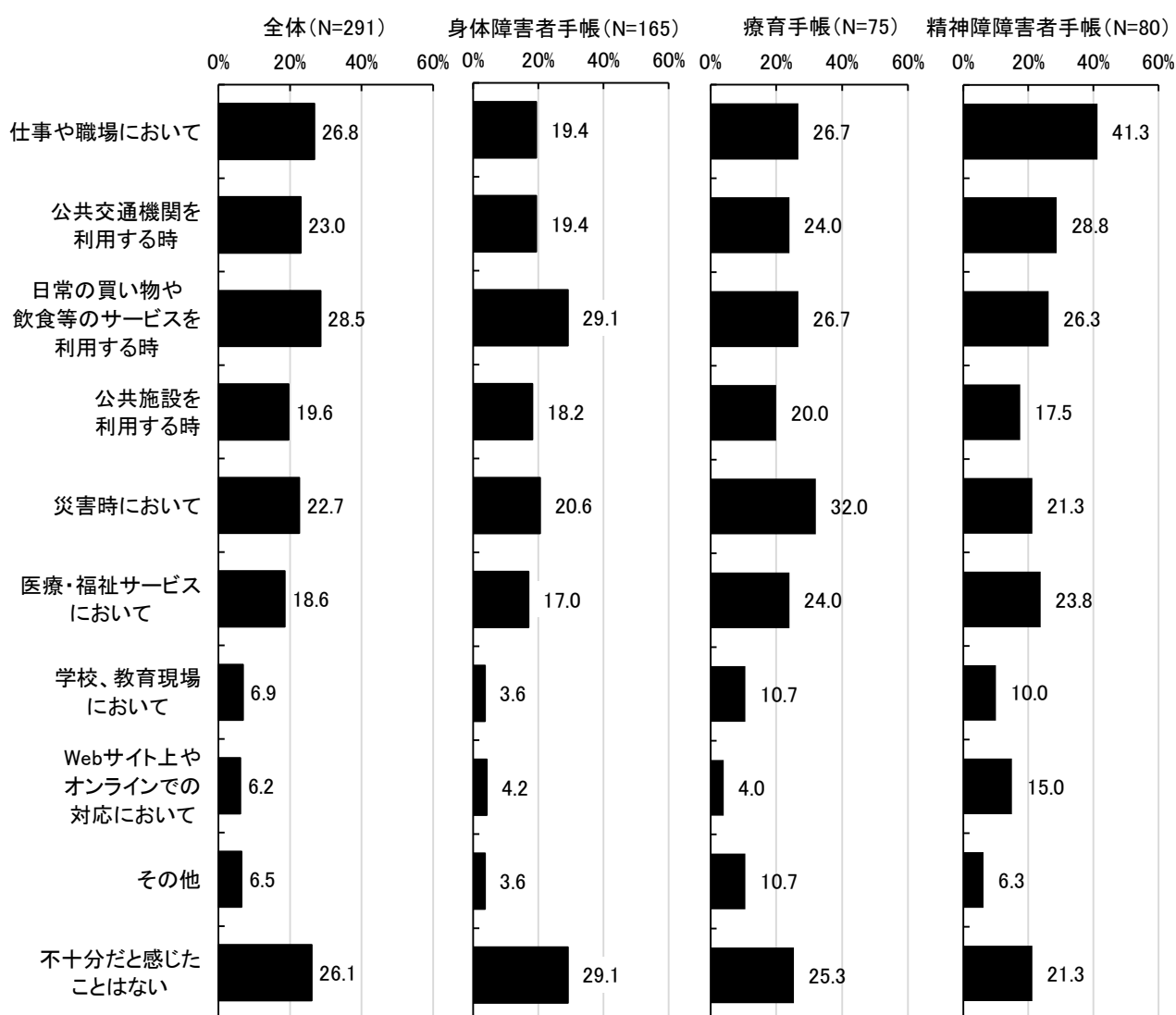
⑥どのような場面で合理的配慮が不十分だと思いますか（複数回答）

合理的配慮が不十分だと思う場面についてみると、全体では「日常の買い物や飲食等のサービスを利用する時」が28.5%と最も高く、次いで「仕事や職場において」が26.8%、「不十分だと感じたことはない」が26.1%となっています。

身体障害者手帳所持者では「日常の買い物や飲食等のサービスを利用する時」「不十分だと感じたことはない」がともに29.1%、「災害時において」が20.6%となっています。

療育手帳所持者では「災害時において」が32.0%と最も高く、次いで「仕事や職場において」「日常の買物や飲食等のサービスを利用する時」がともに26.7%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では「仕事や職場において」が41.3%と最も高く、次いで「公共交通機関を利用する時」が28.8%、「日常の買い物や飲食等のサービスを利用する時」が26.3%となっています。



※不明・無回答を除く

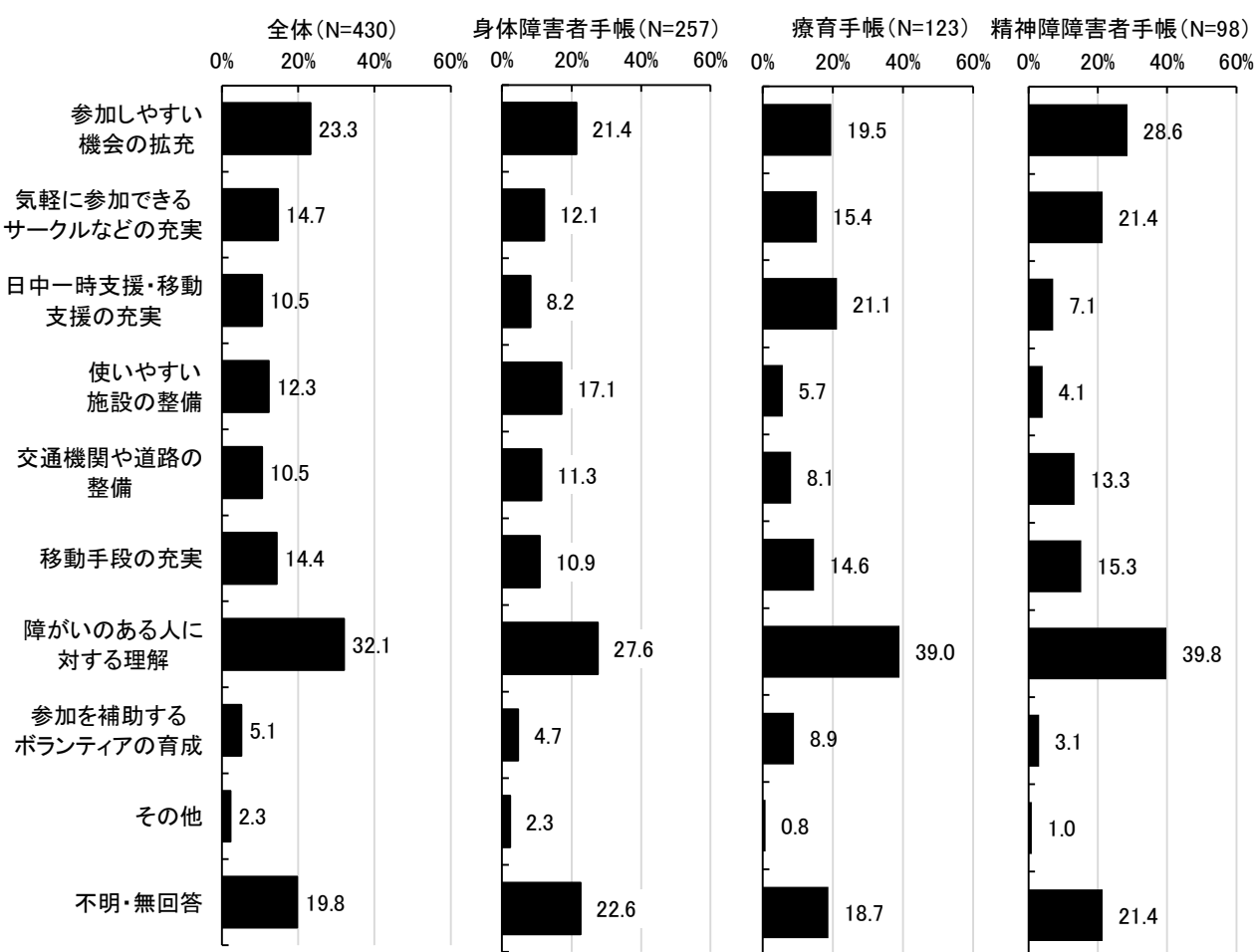
⑦地域や社会に積極的に参加できるようにするため、特に大切なことは何ですか(複数回答)

地域や社会に積極的に参加できるようにするため、特に大切なことについてみると、全体では「障がいのある人に対する理解」が32.1%と最も高く、次いで「参加しやすい機会の拡充」が23.3%、「障がいのある人でも気軽に参加できるサークルやカルチャースクールなどの充実」が14.7%となっています。

身体障害者手帳所持者では「障がいのある人に対する理解」が27.6%と最も高く、次いで「参加しやすい機会の拡充」が21.4%、「使いやすい施設の整備」が17.1%となっています。

療育手帳所持者では「障がいのある人に対する理解」が39.0%と最も高く、次いで「日中一時支援・移動支援の充実」が21.1%、「参加しやすい機会の拡充」が19.5%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では「障がいのある人に対する理解」が39.8%と最も高く、次いで「参加しやすい機会の拡充」が28.6%、「障がいのある人でも気軽に参加できるサークルやカルチャースクールなどの充実」が21.4%となっています。



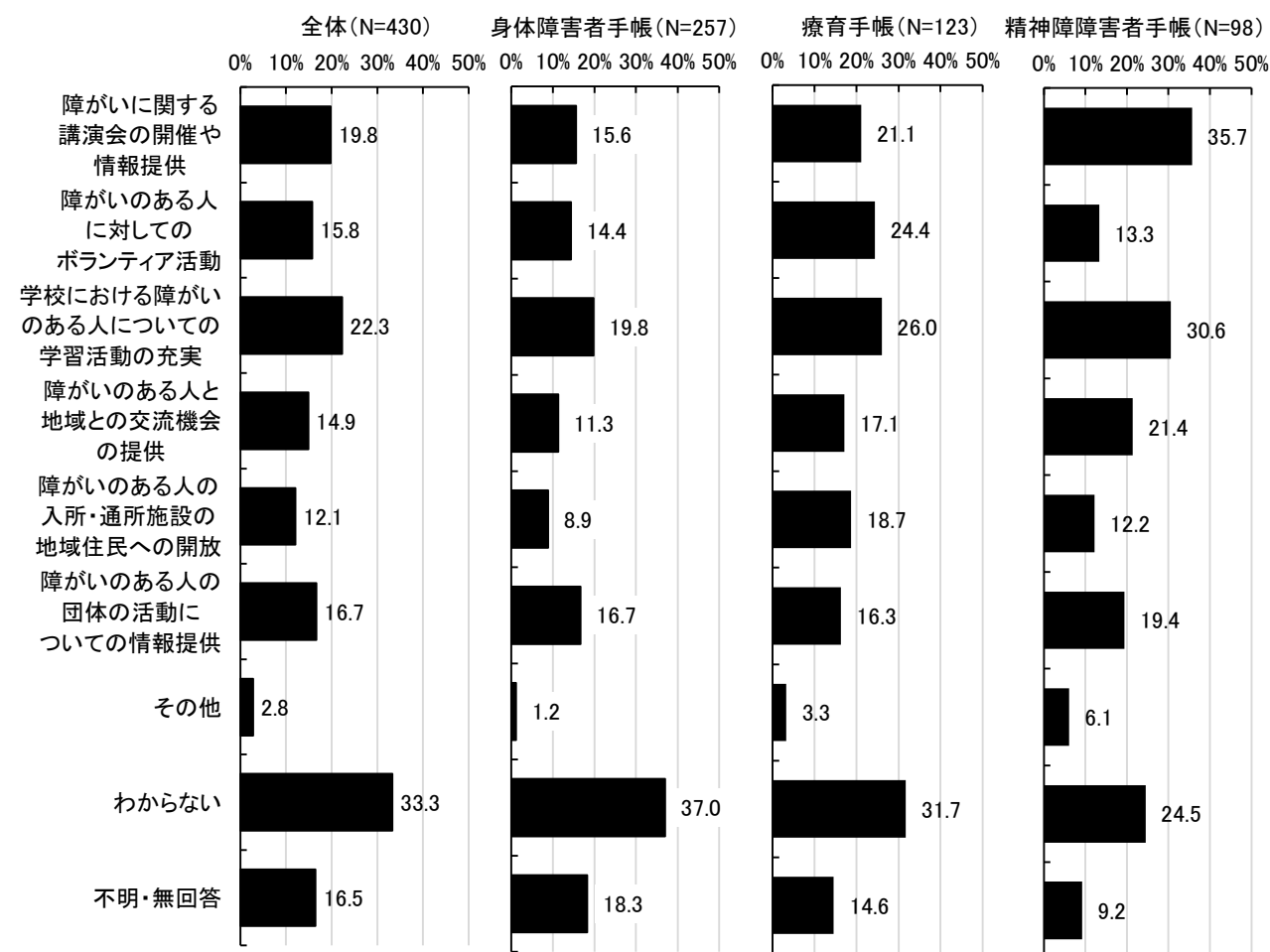
⑧障がいのある人に対し、理解を深めるためにはどのようなことが必要だと思いますか(複数回答)

障がいのある人に対し、理解を深めるために必要なことについてみると、全体では「わからない」が33.3%と最も高く、次いで「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が22.3%、「障がいに関する講演会の開催や情報提供」が19.8%となっています。

身体障害者手帳所持者では「わからない」が37.0%と最も高く、次いで「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が19.8%、「障がいのある人の団体の活動についての情報提供」が16.7%となっています。

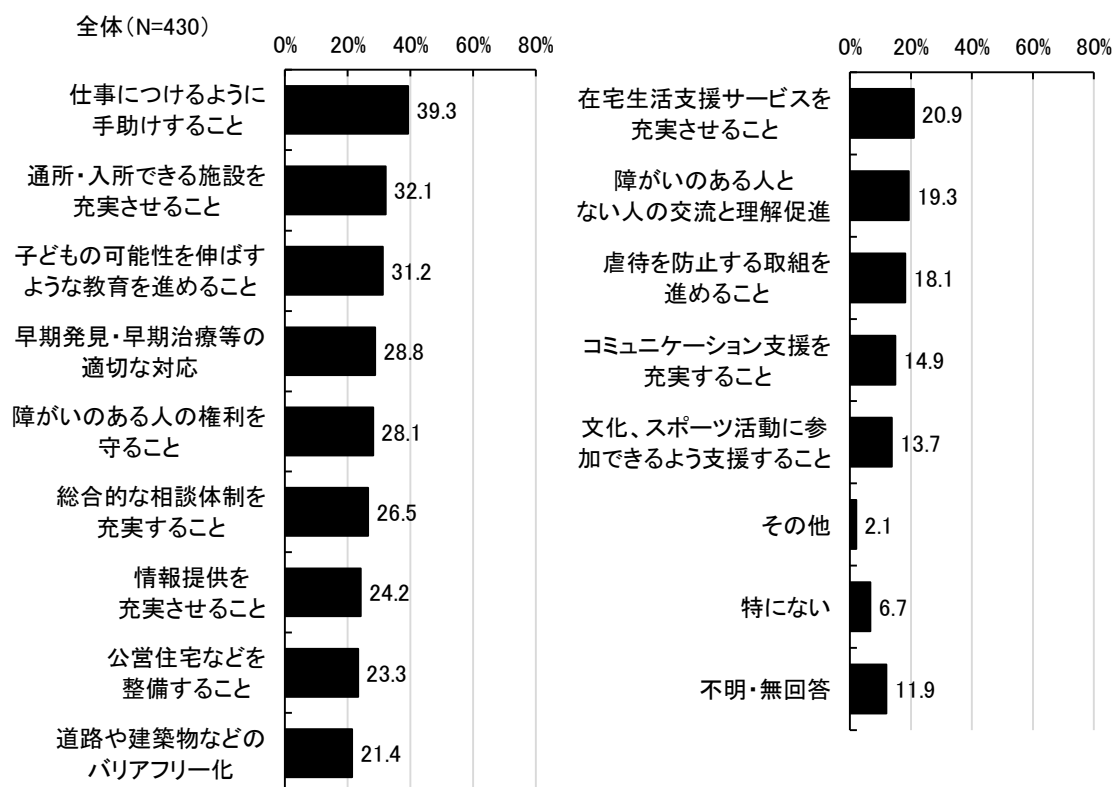
療育手帳所持者では「わからない」が31.7%と最も高く、次いで「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が26.0%、「障がいのある人に対してのボランティア活動」が24.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳では「障がいに関する講演会の開催や情報提供」が35.7%と最も高く、次いで「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が30.6%、「わからない」が24.5%となっています。



⑨今後、障がいのある人に対する施策を進めていくにあたって、市は特にどのようなことを充実させていけば良いと思いますか(複数回答)

今後、障がいのある人に対する施策を進めていくにあたって、市は特にどのようなことを充実させていけば良いと思うかについてみると、「仕事につけるように手助けすること」が39.3%と最も高く、次いで「通所・入所できる施設を充実させること」が32.1%、「障がいの特性を理解し、子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」が31.2%となっています。

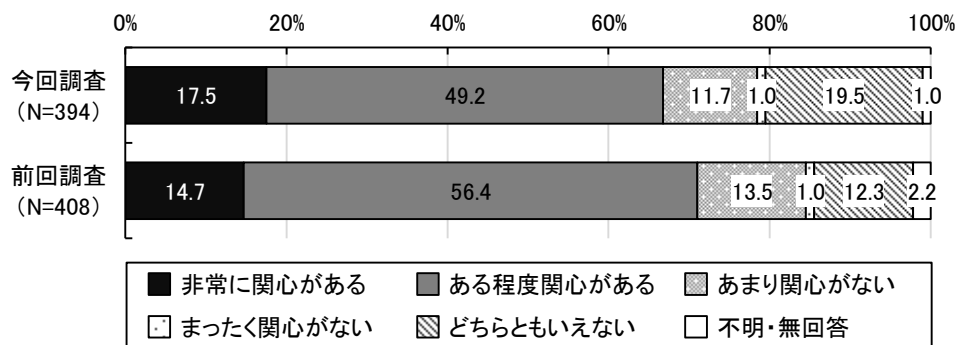


※回答の高いものから順に並び替え

(2) 市内在住者調査アンケート調査の結果

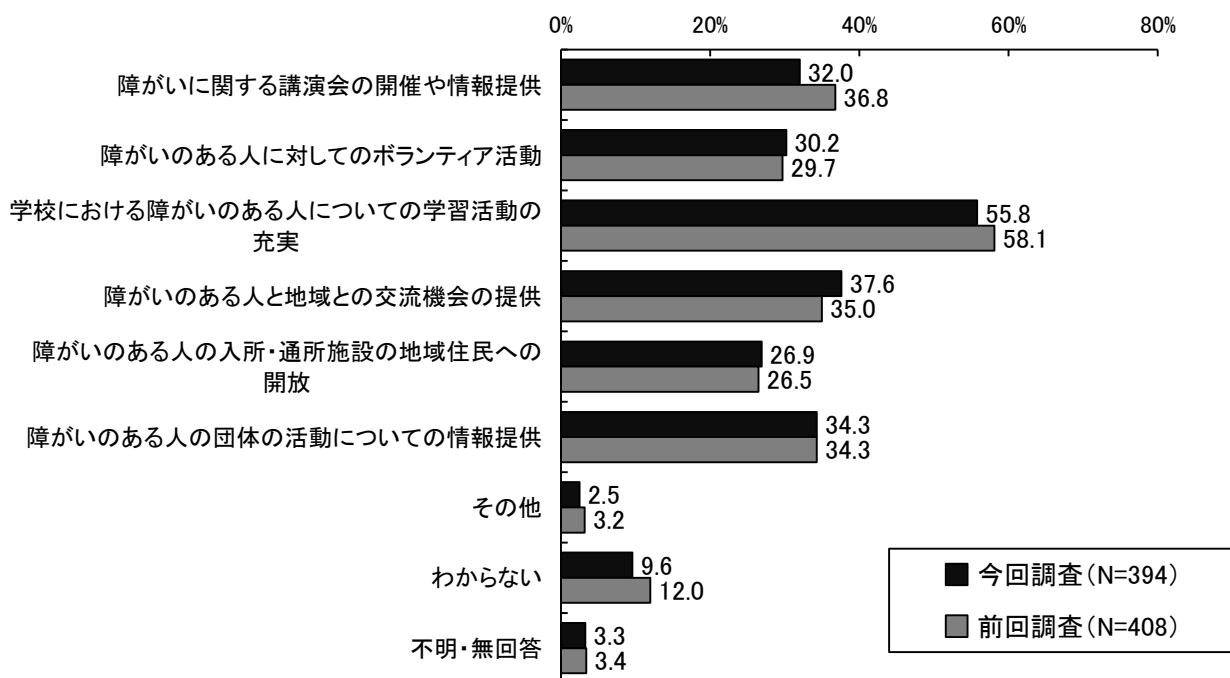
①障がいのある人の福祉について関心をお持ちですか（単数回答）

障がいのある人の福祉について関心があるかについてみると、「ある程度関心がある」が49.2%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が19.5%、「非常に関心がある」が17.5%となっています。



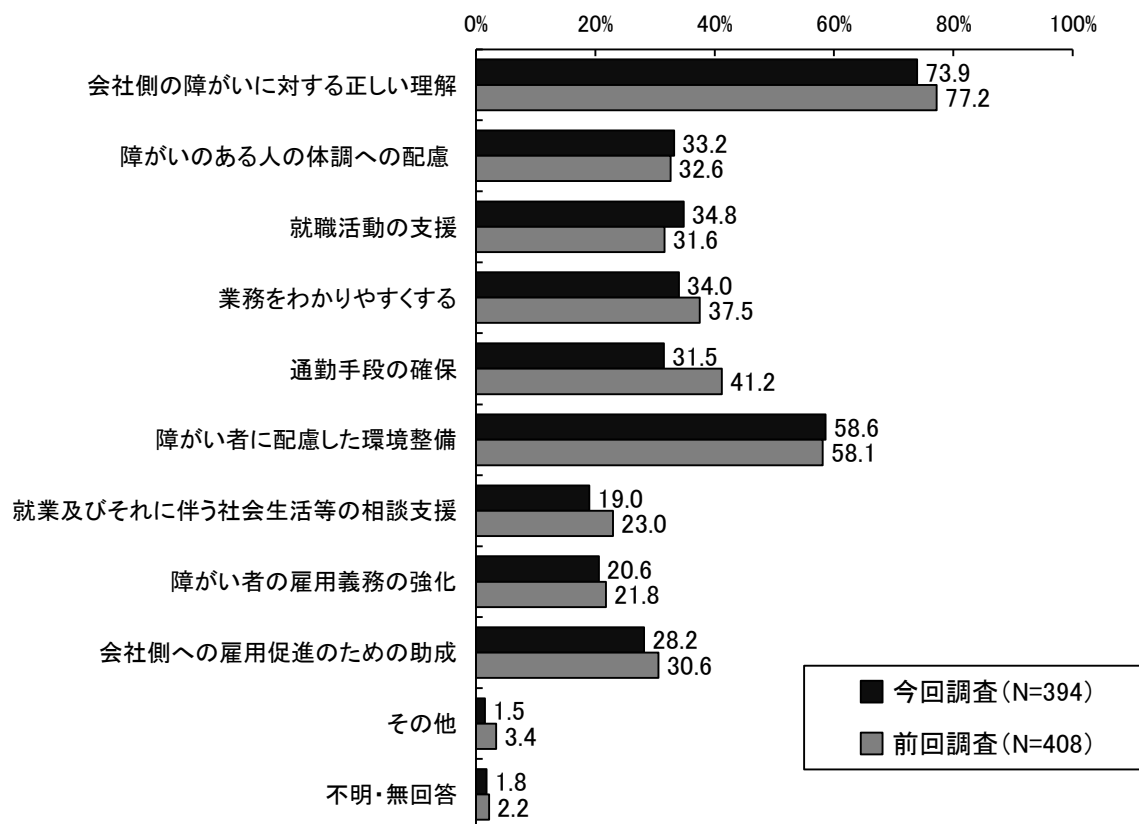
②障がいのある人に対し、理解を深めるためにはどのようなことが必要だと思いますか（複数回答）

障がいのある人に対し、理解を深めるために必要だと思うことについてみると、「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が55.8%と最も高く、次いで「障がいのある人と地域との交流機会の提供」が37.6%、「障がいのある人の団体の活動についての情報提供」が34.3%となっています。



③障がいのある人が働くために、どのような条件が必要だと思いますか(複数回答)

障がいのある人が働くために、必要な条件についてみると、「会社側の障がいに対する正しい理解」が73.9%と最も高く、次いで「障がい者に配慮した環境整備」が58.6%、「就職活動の支援」が34.8%となっています。



(3) 関係団体調査の結果について

①概ね5年前と比べての構成員数の変化（単数回答）

概ね5年前と比べての構成員数の変化についてみると、「ほとんど変わらない」「やや減った」がともに4件とそれぞれ最も多くなっています。

項目	回答数
1. 大幅に増えた	0
2. やや増えた	1
3. ほとんど変わらない	4
4. やや減った	4
5. 大幅に減った	1

②現在の活動上の課題（複数回答）

現在の活動上の課題についてみると、「新規メンバーの加入が少ない」が7件と最も高く、次いで「メンバーが仕事・家事などで忙しい」が6件、「活動がマンネリ化している」が5件となっています。

項目	回答数
1. 新規メンバーの加入が少ない	7
2. メンバーに世代などの偏りがある	4
3. メンバーが仕事・家事などで忙しい	6
4. 活動メンバーの専門性が不足している	2
5. 役員のなり手がいない	4
6. 会議や活動の場所の確保に苦勞する	1
7. 活動がマンネリ化している	5
8. 資金が不足している	2
9. 活動に必要な情報が集まらない	4
10. 情報発信する場や機会が乏しい	1
11. 障がい者のニーズに合った活動ができていない	3
12. 他の団体と交流する機会が乏しい	2
13. その他	0
14. 特に困ったことはない	0

③今後の障がい者施策に求めるものについて（記述回答要旨） ※いただいた回答のまま記載しています。

（１）地域共生社会
○コロナで地域との交流も減った。 ○ボランティアさんはたくさんいるが、若いボランティアさんが少ない。 ○なかなか障がい者に対する理解が深まらない。 ○障がい者の社会参加を図るには、まずは地域で働く場所があり、経済的な自立が大切だと思う。経済的な自立ができるようになれば、障がい者の自信につながり、積極的に文化や芸術、スポーツ・レクリエーションに参加できるようになると考えます。そのためには障がい者やその家族に対する相談・支援体制づくりを進めてほしい。 ○障がいの程度や種類に違いがあり、地域社会の理解や交流が難しい。どのような取り組みをすれば理解や交流が深まるのか、活動方法をもっと考えていきたいと思う。 ○手話言語条例成立を推進してほしい。
（２）相談・情報提供
○ネットワークが整備されているが、住民全体にはまだまだ知らないことが多い。 ○民生委員の障がい者福祉部の皆さんの協力はいただいているが、現実、民生委員の方に障がい児（者）の動向や個別の情報は把握されていないと思う。
（３）生涯学習活動
○新しくできるプールを当事者やその家族が周りを気にすることなく利用できるように、専用に利用できる、時間を週1、2回設けてほしい。 ○健常者や障がい者との交流の場がない。休日等で市内のイベントや学校・地域住民と交流できて、健常者と交流でき仲間と楽しく好きなことに参加できる場所があると良い。具体的には運動や料理教室など。 ○障がいを持った人たちが参加・活動できるスポーツや文化活動などはまだまだ少ないと思います。参加しやすい条件整備や機会の増加を図ってほしい。 ○聴覚障がい者のスポーツ大会参加の促進をしてほしい。
（４）保健・医療
○いなべ市は保健・医療についてはかなり以前から取り組みがなされているが、今後も充実してほしい。 ○医療的ケアの対応ができる病院や事業所を増やしてほしい。 ○発達障がいが増えていると言われているが、子どもの保護者には十分知られていないように思う。発達障がいについて理解や啓発に努めてほしい。 ○緊急連絡先を強化してほしい。
（５）教育・保育
○障がい児が入園できる保育園や幼稚園の受け入れ態勢を整えてほしい。延長保育や学童保育の充実を図るために専門的な職員の採用を望む。障がい児を持つ親の立場として仕事をしたいが、延長保育や学童保育が利用できず、困っている。 ○発達障がいについて、幼稚園や保育園、小学校の先生の理解を図るためにも研修会の充実が必要だと思う。今後子どもの将来設計ができる専門的な相談員が必要だと思う。 ○就学前ろう教育を推進してほしい。

(6) 雇用・就労
○市内の公園整備や、ボランティアで里山の整備等の際に出る間伐材などを薪として製品化し、市内で販売できるとよい。 ○就労の機会は何とかあるが、賃金が低くて、就労意欲がわからない就労者が多いと思う。 ○障がい者の就労先は少なく、市外の就労先だと送迎に対応できない事業所への通所は移動の問題がある。市のサポートも義務教育を終了しても、就職相談を合わせて相談できる体制がほしい。 ○障がい者にとって働く場所があるというのは、生きがいをもたらす大事なことです。篠立きのご園のような品質の高い品を作る事業所がもっとできてほしい。
(7) 住まい・住宅の確保
○親の高齢化が進むので、グループホームなどの将来の子どもの居住先やその支援をしてもらえる人材の確保が課題だと思う。そのようなことを踏まえ、行政の先進的な検討を期待する。 ○我々親が今後、高齢化に伴い、将来のことを考えるとグループホームの充実と紹介をしてもらえると安心できる。 ○グループホームの希望が多いが、市内には、事業所が少なく、希望する条件に合う施設がないように感じる。 ○日常生活補助用具の給付の充実。
(8) 生活環境の整備
○防災課から、避難行動要支援者名簿を関係各所に提供してよいかと、毎年確認の文書がどのように活用されているかわからず、取扱いに不安を感じています。 ○災害時、障がい者の安否確認・避難誘導・避難所での生活など行政が先導して自治会の組織づくりの協力体制を構築してほしいです。 ○市内で運行している福祉バスが自力で乗降できる方のみで使いづらく、これからはボランティアの方の協力で移動支援の充実を望みます。 ○歩道の段差をはじめ、少しの段差でもなくするような身体障がい者に対するバリアフリー化を整備してほしいです。

④いなべ市で不足していると思われるサービスや支援（記述回答）

○グループホームなど ○日中一時支援、移動支援 ○通勤手当の補助あるいは無料送迎バス ○重度訪問介護 ○増加傾向の発達障がいのある子どもに対する学校教育で専門相談員の増員 ○様々な取り組みに対する補助金

(4) 障がい福祉サービス提供事業所調査の結果について

①円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じる事（複数回答）

円滑な事業運営を進めていく上で、問題に感じる事についてみると、「人員の確保が難しい」が6件と最も高く、次いで「事務作業量が多い」が5件、「利用者の確保が難しい」が4件となっています

項目	回答数
特に問題を感じることはない	2
人員の確保が難しい	6
利用者の確保が難しい	4
事務作業量が多い	5
老朽化への対応やバリアフリー化など施設・設備の改善が難しい	2
障がい者関連の制度改正など、必要な情報の入手に支障がある	2
事業者の資質向上を図ることが難しい	2
利用者や家族のサービス利用に対する理解が進んでいない	2
市町等と連携をとることが難しい	0
労働条件の改善が難しい	2
その他	1

②新型コロナウイルス感染症が感染症法上の区分が変更されたことにより、今後のサービス提供にどのような変化があると思いますか。（単数回答）

今後のサービス提供量の変化についてみると、「コロナ期間中と同水準を維持」が9件と最も多く、次いで「利用が増えると思う」が4件となっています。

項目	回答数
利用が増えると思う	4
コロナ期間中と同水準を維持	9
利用が減ると思う	1
その他	1

③市全体をみたときに、不足していると思われるサービスや支援について（記述回答要旨）

（1）地域共生社会（障がいへの理解や合理的配慮と社会参加の促進）について

- 福祉分野で活躍している人、自治会で取り組まれている方等は、地域共生社会という言葉をよく耳にするかもしれないが、いなべ市全体でみると、まだまだ身近な言葉として理解できていないのではと感じる。
- 当法人においては、まつりやもちつきなど地域の子ども会と一緒にやっている。自然な形で誰もが一緒に行える場をつくるのが大切であると思う。形式的なイベントは本当の共生にはつながらないと思う。
- 一般市民などへの障がいに対する理解を促してほしい。
- いなべ市内で障がい者の方たちと交流を持てるイベントが多くあると良いと思う。スポーツ大会があると良い。

(2) 相談・情報提供について
○相談や情報提供は担当される方によって大きな差が出てしまうのは否めない。 ○民生委員などへの情報提供に対する取り扱いと守秘義務の徹底。 ○いわゆるグレーゾーンとなる子になるべく低年齢で相談に行き、福祉サービスを利用するきっかけを作っていくとよい。 ○どこに相談したらいいか、どんなサービスがあるのかわからないと悩まれる保護者が多い。 ○相談職含め、障がい分野の専門職の専門性の低さが課題。 ○潜在しているニーズを確実にフォローしていける体制の構築。 ○いなべ市連絡協議会をもっと活発にしてほしい。いなべ市内での各種行事など、市や社協からも近況を聞きたい。
(3) 生涯学習活動について
○障がいの特徴によっては参加が難しい。 ○障がい者の方が創作された作品を発表する、販売する機会がより増えると良いと思う。 ○ソフトバレー等参加しやすく、チームで取り組める競技大会があるとよい。
(4) 保健・医療について
○障がい者の入院時の付き添いサービスがあると良い。 ○障がいの特性などを理解されている医療機関が少なすぎる。いなべ市においては、訪問医療を行っている診療所があり、日常の対応には安心できる。重症化したときに障がいのある人たちに対応できる総合病院がない。 ○治療等の必要があるが、医療、福祉に繋がっていない人への支援の連携が難しい。今後さらに必要となる。 ○低年齢での福祉サポートが受けられる状況をつくり、グレーゾーンの子が大きくなった時に、苦しまないようになってほしい。 ○市の関係部署との連携をスムーズにしてほしい。
(5) 教育・保育について
○特別支援学校卒業後、進路先として受け入れ施設側の体制の整備のためにも、いなべ市から通学している児童、生徒数等の情報提供。 ○小中学校での障がいの理解に対する啓発。 ○教育と福祉の連携をもっとしっかりとしたい。グレーゾーンの子やひきこもりの子が外に出ていけるきっかけを作り、家から出られなくなる人を少しでも減らしてサポートができる環境を作っていきたい。 ○学校により障がい児への対応や理解の差がある。
(6) 雇用・就労について
○一般企業への障がいに対する理解を促進してほしい。
(7) 住まい・住宅の確保について
○グループホームでの生活が難しい方たちに、シェアハウスで暮らすということも考えられるのではと思う。 ○グループホームの要望が多く、障がい特性にあったグループホームなどの整備が望まれている。
(8) 生活環境の整備について
○生活介護等のサービスを利用するための通所(移動)を支援するサービスがあるとよい。(事業所間の移動で送迎がない事業所などを利用する時など。) ○福祉バスを土日祝も運行してもらいたい。 ○公共交通機関が少なく、移動手段が限られ社会参加に制限が多いと感じる。山間地などに住居のある障がい者の移動手段など。

①防災訓練など、防災意識の向上や、災害時対策に向けた取り組みを行っていますか。

防災訓練など、防災意識の向上や、災害時対策に向けた取り組み状況は、「行っている」が10件、「行っていない」が4件となっています。

項目	回答数
1 行っている	10
2 行っていない	4

②災害時のサービス利用者への情報伝達方法を決めていますか。

災害時のサービス利用者への情報伝達方法について、「決めている」が8件、「決めていない」が6件となっています。

項目	回答数
1 決めている	8
2 決めていない	6

③近隣の避難場所を把握し、利用者に周知していますか。

近隣の避難場所を把握し、利用者への周知状況についてみると「周知している」が6件、「周知していない」が8件となっています。

項目	回答数
1 周知している	6
2 周知していない	8

④災害時の避難などについて、関係団体と連携を取れる体制になっていますか。

災害時の避難などについて、関係団体と連携を取れる体制に「なっている」「なっていない」がそれぞれ7件となっています。

項目	回答数
1 なっている	7
2 なっていない	7

3. 計画の進捗状況

(1) 障がい者計画の進捗状況

①障がいに対する理解と配慮の促進

理解・啓発に向けた取り組みの充実

- 障がいのある人の特性や障がいについての正しい理解を深めることを目的として、人権啓発活動を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により集客を伴う活動については感染状況に注意して整理券を配布して開催する等、工夫しながら開催しました。

身近な相談員による相談体制の充実

- いなべ市内指定の特定相談支援事業所の4事業所に委託し、障がいに関する様々な相談を受けることができる体制を整備しており、相談支援事業所、基幹相談事業所との連携を図るため、定期的に会議を開催しています。
- 障害者相談員を委任しており、随時相談を受けることができる体制を整えています。一方、相談件数が少なく、制度の在り方を検討する必要があります。

障がいのある人向けの広報等による情報提供

- 市のホームページにおいて、各種制度やサービスについて、わかりやすい情報提供を心掛けるとともに、視覚障がいのある人でも、情報を容易に得ることができるよう、ホームページの音声読み上げサービスの提供、スマートフォンアプリ「カタログポケット」に情報誌 Link を掲載しており、いなべ FM での情報発信をしています。

権利擁護の推進

- 令和4年4月にいなべ市成年後見支援センターを立ち上げ、成年後見等に関する専門相談窓口を開始し、相談窓口の周知と制度の普及啓発を行ってきました。社会全体の高齢化に伴い親亡き後のことを心配される声も多く、今後の利用が増加することが見込まれるため、予算の見直しなどが必要です。

合理的配慮の推進

- 聴覚障がいのある人との意思疎通が円滑に行われるよう、障がい福祉課内において手話通訳者を配置しています。また、視覚障がいのある人に対し、郵便物に点字シールを貼り付け、市からの郵便物であることがわかるように工夫しています。

②保健・医療体制の充実

医療費の助成

- 必要な医療を適切に受診できるよう、令和3年度から精神障がいのある人に係る通院医療費助成について、対象を「1級」から「1級または2級」に拡充しました。

各種健診・予防接種の実施

- 各種検診において、車いすを利用される方の受診日を設定し、受診しやすい環境づくりを整えました。

早期療育体制の整備

- 定期健診や発達確認を通して支援が必要な乳幼児とその保護者の対応を行いました。また、きめ細かい支援を行えるよう、定期的に保育所や子育て支援センター等、関係機関と情報共有を行いました。
- 小集団型療育教室は、令和4年度に4教室を1教室に整理し、4歳児を対象にした「ステップ教室」を実施しました。「障がい児子育て支援事業」では、専門職による子ども支援を中心とした事業と、親子交流を中心とした事業を実施しています。

③日常生活への支援の充実

訪問系サービスの充実

○令和3年度に訪問系サービス事業所が1事業所増えて3事業所となり、サービスの充実を図ることができました。令和3年度に地域生活支援拠点等整備促進会議を開催し、緊急時対応の整備を行ったが、緊急時に受け入れる訪問系サービスの協力事業所が少なく、さらなる協力に向けた調整が必要です。

日中活動系サービスの充実

○令和3年度以降に自立訓練事業所が2か所開設され、自立訓練を希望する利用者が市内でサービスを受けることができるようになりました。

○就労継続支援A型の利用者が増えている中、市内には提供事業所が少なく、利用希望者の多くは市外の事業所を利用しています。

障がいのある人の地域移行

○令和4年度に10床のグループホームを開設するにあたり、補助金の支援をしました。グループホームは利用希望も強く、本市内外のグループホーム事業者との協議を重ね、グループホームのニーズや運営形態について把握に努めてきました。親亡き後の居住の場として地域にあるグループホームの入所を希望が多くみられ、今後も利用希望者が増えてくることが予想されています。ニーズに対応できるよう、新規で運営しやすくなるような制度設計を検討する必要があります。

家族介護者への支援

○医療的ケアが必要な方の中で、人工呼吸器をつけている方のレスパイトを受けられる事業所が圏域にない状況が続いています。市単独での対応は難しいため圏域でのニーズを把握し、提供体制を整えられるよう調整が必要です。

交通費の助成

○障がいのある人の外出を支援するため、利用申請のあった方に対して1,300円/月分のタクシー券を助成しました。申請数に対する利用率が低い一方、利用者は助成枚数の増加を希望しており、より良い助成方法について検討する必要があります。

福祉避難所の整備

○災害時に障がいのある人も安全で安心した避難生活を送ることができるよう、事業所の協力のもと福祉避難所の協定を結んでいます。

④多様な社会参加の促進

地域交流の促進

○コロナ禍により、地域で開催されるイベントなどがなくパンや蕎麦などの販売等を通じた交流の機会を持つことが難しい状況が続きましたが、少しずつコロナ禍前の生活に戻り始め、機会を持つことができました。

文化・芸術活動への参加機会の充実

○文化教室や市民大学講座、生涯学習講座において、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、障がいによる参加のしづらさを解消するように努めてきました。

スポーツ活動への参加機会の充実

○障がいのある人のスポーツへのニーズに対応するため、サウンドテーブルテニス^{※1}の専用卓球台の貸し出しやボッチャの普及を行っています。

企業等における理解の促進

○障害者就業・生活支援センターそういんと桑員圏域2市2町、県、特別支援学校、社会福祉協議会、県難病支援センター、ハローワーク、就労系福祉サービス事業所等が参加する「おら・わーく／おら・わーくWG」では、障がい者雇用の理解促進のため、企業訪問の実施や就労マルシェを開催しました。

一般就労に向けたマッチング支援

○いなべ市、ハローワーク主催で障害者就職面接会を実施し、一般就労に就く機会を提供してきました。また、ハローワーク桑名が開催する「学卒求人説明会」において、障がい者雇用に関する説明を取り入れ、障がい者雇用についての理解促進を図りました。

※1 サウンドテーブルテニス：卓球台の面から上に張ったネットの下を音の鳴るボールを転がして打ち合う卓球球技

⑤教育・保育・療育の充実

多様な保育サービスの充実

○医療的配慮の必要な児童を受け入れることができるよう、保育士の配置を行っています。また、各保育所で実施する個別療育について、発達支援アドバイザーが療育の内容や方法について加配保育士に指導しています。

特別支援教育の充実

○中学校と特別支援学校の両方に学籍を置く、副籍^{※2}の導入に向けて、員弁中学校をモデル校として北勢きらら学園の生徒と交流を深め、インクルーシブ教育^{※3}の推進を図っています。

教育上の相互理解

○児童生徒の障がいについての理解を深めるため、障害者通所施設や特別支援学校との交流を積極的に推進してきました。

教員の専門性の向上

○特別支援コーディネーター、特別支援学級担任、通級指導教室担当及び支援員を対象に、それぞれに必要なスキルを高める研修を実施しました。

就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築

○保健、保育、教育、福祉に関する庁内の関係部署が集まり、チャイルドサポート事業^{※4}の充実に向けた検討会を定期的に行いました。令和3年度よりチャイルドサポート事業の見直しを実施し、就学前事業についての見直しを行いました。

○特別支援学校の生徒と卒業後に向けての個別懇談に参加し、関係機関と情報共有を行ってきました。

ハピネスファイル^{※5}の活用

○個人用の相談支援ファイル「ハピネスファイル」を活用し、就学前から卒業、就労に至るまで途切れのない支援が行える体制整備を継続して行ってきました。また、校長会議及び特別支援教育コーディネーター会において、「ハピネスファイル」の具体的な活用方法等を周知してきました。

※2 副籍：特別支援学校小・中学部在籍の児童生徒が、居住地域の小・中学校に副次的な籍を持ち、様々な交流を通じて、居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

※3 インクルーシブ教育：必要な「合理的配慮」のもと、障がいの有無に関係なく、同じ教室で同じ授業を受けることができるといった教育方針。

※4 チャイルドサポート事業：子どものライフステージに合わせ、母子保健、保育、教育、障がい福祉の各部門が連携し、発達に支援を要する子どもを、出生から就労まで途切れなくつなぎ支援する市独自の事業。

※5 ハピネスファイル：生育歴や医療の情報、個別の支援計画など、お子さんの支援情報を一冊にまとめることができるファイル。

第3章 基本構想

1. 計画の基本理念

前回計画では、「生きがいと支え合いで 笑顔あふれる地域共生社会」を基本理念に掲げて各施策を展開してきました。この間も障がいのある人やその家族を取り巻く課題は多様化、複雑化、複合化が進行しており、国が福祉分野全体で推進する地域共生社会の視点を踏まえた重層的で包括的な支援が必要となっています。

本市では、2020年7月に「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の認定を受け、持続可能なまちづくりを進めるためのSDGs未来都市計画を策定し、誰一人とり残さない地方都市をめざして計画を推進しています。

本計画の基本理念は、障がい者を取り巻く社会潮流やSDGs未来都市いなべとしての現状、各種調査結果等を踏まえ、「誰一人とり残さない、笑顔あふれる地域共生社会」を基本理念として定めます。

誰一人とり残さない、笑顔あふれる地域共生社会

2. 計画の基本的視点

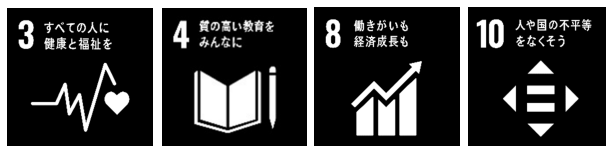
(1) 地域共生社会の実現に向けて

国では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現がめざされています。障がい福祉分野においても、地域移行を希望する障がいのある人の意思を尊重することができる環境を充実させるとともに、多様な主体の連携促進や活発な活動に向けた機会づくり等により、地域共生社会の視点の浸透と活動の促進を図ります。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）の視点

障がい福祉分野においてもSDGsの視点を持ち、国際社会共通の目標である「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざします。

学校教育と連携しながらインクルーシブ教育の実現・充実に向けた環境を整備し、児童生徒にとって効果的な学習環境を提供します。また、子どもの意見を聴く機会の確保等が重要視されている中、障がいのある子どもに対しても、意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しながら、必要な支援を推進します。



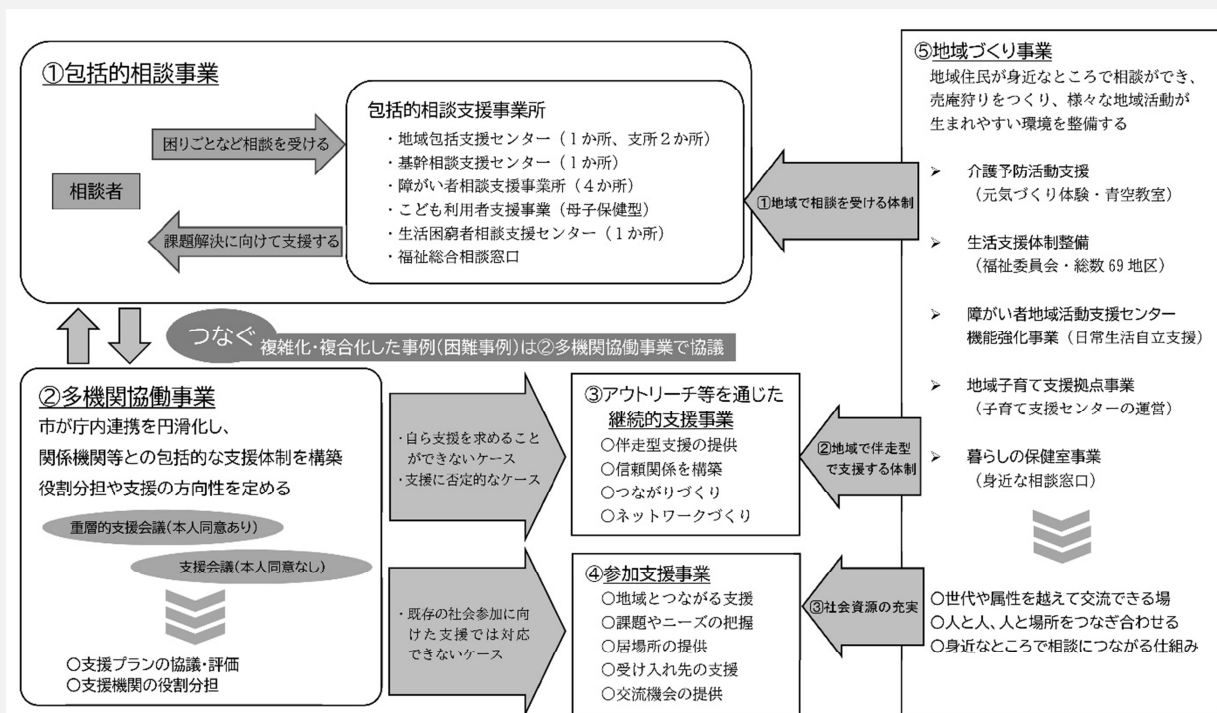
(3) 重層的支援体制の推進

超少子高齢化時代の中で障がいのある人の高齢化、新型コロナウイルス感染症の感染爆発を契機とするライフスタイルや働き方の劇的な変化、大規模自然災害の増加等、目まぐるしい社会変化が前提となっています。

こうした中、障がいのある人を取り巻く課題も多様化、複雑化、複合化が進んでいるため、障がいのある人やヤングケアラーを含むその家族への必要な支援の在り方について、関係者間で情報を共有するとともに、一人ひとりの尊厳と幸せを実現させることができるよう、常に学び、検証を重ねながら、各種施策を推進します。

重層的支援体制

重層的支援体制とは、市町村における既存の相談支援等の取り組みをいかしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を指します。課題を受け止める「相談支援」、地域とのつながりを促進する「参加支援」、世代や属性を超えて交流できる場を整備する「地域づくりに向けた支援」を柱とし、潜在的な相談者を見つけ、伴走型で支援する「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、相談内容を解決に向けて調整する「多機関協働事業」を一体的に実施するものです。



3. 計画の基本目標

基本目標1 障がいに対する理解と配慮の促進

障がいのある人の特性や障がいについての正しい理解を深め、民間企業や事業所、行政が主体的な取り組みを推進しつつ、差別や偏見のない社会の実現をめざします。また、様々な場面で障がいを理由とする困難さを取り除くことができるよう、障がいのある人の視点に立った合理的配慮の提供を推進します。

基本目標2 保健・医療体制の充実

障がいの要因となる疾病等の予防や治療の推進及び、障がいや疾病の早期発見及び治療、早期支援等に努めるとともに、それぞれの状況に応じた必要な医療が受けられるよう、保健・医療の連携強化を図ります。

基本目標3 日常生活への支援の充実

障がいのある人やその家族が、身近な地域で必要なサービスを切れ目なく受けることができ、安心して安全な日常生活を送ることができるよう、各種支援制度の充実や地域生活を支えるサービス提供体制の充実を図るとともに、関係団体や事業所、専門機関、地域、行政の連携を促進します。

基本目標4 多様な社会参加の促進

障がいのある人が、生きがいを持って日常生活を送ることができるよう、生涯にわたって多様な社会活動や文化芸術活動、スポーツ活動に取り組むことができる環境を整えるとともに、一人ひとりの能力や適性を把握し、伸ばすことができるよう就労の場の確保と質の向上を促進します。

基本目標5 教育・保育・療育の充実

障がいのある子ども一人ひとりの健やかな成長を促すため、障がいの状況に応じた教育・保育・療育体制の充実を図ります。就学前から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフステージ全体を通じた支援体制の整備と、インクルーシブ教育の普及を促進します。

4. 計画の施策体系

基本理念

誰一人とり残さない、笑顔あふれる地域共生社会

基本的視点

- (1) 地域共生社会の実現に向けて
- (2) 持続可能な開発目標（SDGs）の視点
- (3) 重層的支援体制の推進

施策を横断して
取り組む
3つの視点

基本目標

基本目標1

障がいに対する理解と配慮の促進

- (1) 障がいのある人への正しい理解と啓発の促進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) わかりやすい情報提供体制の構築
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 合理的配慮の推進
- (6) 障がいのある人に対する虐待の防止

基本目標2

保健・医療体制の充実

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 医療体制の充実
- (3) 障がいの早期発見・早期療育の推進

基本目標3

日常生活への支援の充実

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 生活支援の拡充
- (3) 福祉マンパワーの活用
- (4) バリアフリーの推進
- (5) 防災・防犯対策等の充実

基本目標4

多様な社会参加の促進

- (1) 社会参加と交流の促進
- (2) 生涯学習活動の推進
- (3) 就労支援、就労継続支援の充実

基本目標5

教育・保育・療育の充実

- (1) 就学前児童への支援
- (2) インクルーシブ教育の推進
- (3) 途切れのない支援体制の整備

第4章 障がい者計画

基本目標1 障がいに対する理解と配慮の促進

◆方針

障がいのある人の特性や障がいについての正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現をめざします。また、障がいを理由とする困難さを取り除くことができるよう、障がいのある人それぞれの視点に立った合理的配慮の提供を推進します。

◆施策の体系

基本目標1 障がいに対する理解と配慮の促進

- (1) 障がいのある人への正しい理解と啓発の促進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) わかりやすい情報提供体制の構築
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 合理的配慮の推進
- (6) 障がいのある人に対する虐待の防止

(1) 障がいのある人への正しい理解と啓発の促進

No.	施策名	施策内容	担当課
1	理解・啓発に向けた取り組みの充実	○障がいのある人との交流の機会を設け、心のバリアフリーの醸成を図ります。 ○人権連続講座の開催や、市民による人権機関「メシエレいなべ」と連携した人権週間期間中の街頭啓発活動、「市民人権フェスティバル」等を通じて、障がいへの理解を深めるための啓発活動及び情報提供を行います。 ○庁内や事業所において、研修等の機会を通じた啓発を行います。	障がい福祉課 人権福祉課 職員課
2	発達障がいに対する理解の促進	○子どもの対応にかかわる関係機関での学習会や「子育てガイドブック」やチャイルドサポートに関するリーフレット等を活用して情報提供を行い、知識の普及と理解促進を図ります。 ○発達に関する多様な相談事業を実施し、障がいの早期の発見と子育ての不安の解消につなげていきます。	発達支援課 障がい福祉課 学校教育課 こども手当課

No.	施策名	施策内容	担当課
3	学校における福祉教育の推進	○社会福祉協議会と学校が連携し、市内の全小中学校及び高校が福祉協力校として登録し、点字や手話、車いす体験等の各種教室を開催し、子どもたちの福祉体験を実施します。 また、各校において、児童生徒が地域住民等から学ぶ機会を通して、障がい者施設への訪問や福祉施設からゲストティーチャーとして講師を招聘し、福祉教育の充実を図ります。	学校教育課

(2) 相談支援体制の充実

No.	施策名	施策内容	担当課
4	身近な相談員による相談体制の充実	○民生委員・児童委員等による身近な相談員活動を支援するとともに、相談しやすい環境の充実を図ります。 ○相談支援事業所、基幹相談支援事業所及び行政からなる「なないろコネクト」を定期的に行い、情報共有や連携強化を図ります。	障がい福祉課 人権福祉課
5	専門機関との連携	○北勢児童相談所、三重県障害者相談支援センター、三重県立こころの医療センター等の専門機関と連携し、相談支援機能の充実を図ることで、個々のケースに応じた円滑な相談支援を実施します。 ○児童発達支援センターの役割を担う発達支援課は障害児通所支援等を実施する事業所と連携し、個々のケースに応じた円滑な相談支援を実施します。	障がい福祉課 発達支援課
6	基幹相談支援センターの充実	○障がいのある人への総合的な相談や地域移行の促進を図るとともに、権利擁護・虐待の防止に向けた支援体制の充実を図ります。 ○基幹相談支援センターが「なないろコネクト」を主体的に運営することで、各相談支援事業所との連携強化を図り、個別事例の検討や専門的な相談支援機能を充実させます。	障がい福祉課
7	重層的支援体制の充実	○複合化・複雑化した課題や悩みを抱えている方に対し、福祉・雇用・保健・医療など分野を超えた多機関での連携を深め・広げながら、地域サービス基盤の開発や改善を行うことで、重層的支援体制の強化を図ります。	障がい福祉課 長寿福祉課 生活支援課 母子保健課

(3) わかりやすい情報提供体制の構築

No.	施策名	施策内容	担当課
8	障がいのある人向けの広報等による情報提供	○障がいのある人が、市の情報を容易に得ることができるよう、「声の広報」の配布や視覚障害者用活字文書読上げ装置（日常生活用具）の給付、スマートフォンアプリ「カタログポケット」等の活用と周知を行います。 ○新型コロナウイルス感染症の流行初期のような混乱時においては、正しい情報を伝えることができるよう、障がい者手帳を取得する人を対象に情報を伝えるなど、合理的配慮を推進します。	障がい福祉課 広報秘書課
9	広報活動の充実	○障がい福祉の制度やサービスの概要等をまとめた「福祉のしおり」を作成し、手帳交付時や窓口での相談時に配布します。また民生委員・児童委員や障がい者団体等の支援者への説明の際に、「福祉のしおり」を活用し、障がい福祉に関する制度の周知を行います。 ○障がいのある人の意見を取り入れたホームページ、広報誌を作成するため、定期的に広報部会での検討を行います。また、障がいについての特集や制度・サービスについて、わかりやすく関心を持って情報を得ることができる体制を充実させます。 ○意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通支援を行うため、庁内にコーディネーターを配置します。	障がい福祉課

(4) 権利擁護の推進

No.	施策名	施策内容	担当課
10	権利擁護の推進	○令和4年4月に成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定する中核機関として設置した「いなべ市成年後見支援センター」の機能である広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能及び後見人支援機能の強化を継続的に推進します。 ○「いなべ市成年後見支援センター」が地域住民にとって身近な相談窓口となるよう、周知及びPRに取り組みます。	障がい福祉課 長寿福祉課
11	いなべ市 成年後見制度利用 支援事業の推進	○障がいにより判断能力が十分でない人の自己決定の尊重と権利擁護を図るため、成年後見制度を適切に利用できるよう必要な経費等を助成します。	障がい福祉課 長寿福祉課

(5) 合理的配慮の推進

No.	施策名	施策内容	担当課
12	合理的配慮の推進	○障がいのある人の特性や合理的配慮の必要性について理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進します。 ○ハピネスファイルを活用して、障がいのある人の状況に即した合理的配慮が提供でき、次年度以降に引き継ぐことができるよう取り組みを推進します。	障がい福祉課 学校教育課
13	合理的配慮の周知	○リーフレットの配布、ホームページや広報誌等の活用、研修会や講座を通して、市民や各種事業所に対して、合理的配慮の周知を図ります。	障がい福祉課

(6) 障がいのある人に対する虐待の防止

No.	施策名	施策内容	担当課
14	虐待防止に向けた取り組みの充実	○障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応、継続した支援を行うことができるよう、相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携強化や研修等による対応職員の資質向上を図ります。 ○学校、保育園における虐待に対する認識を高め、緊急時の身元引受先の確保に努め、早期に適切な対応をとれるよう、関係機関と連携し、虐待防止の取り組みを進めます。 ○令和6年度からこども家庭センターを設置し、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型の相談支援を行います。 虐待を未然に防止することができるよう、関係機関との連携強化、個々の家庭の状況に応じた支援サービスを一体的に実施し、途切れのない支援を実現するための体制を整備します。	障がい福祉課 家庭児童相談室

基本目標２ 保健・医療体制の充実

◆方針

障がいの要因となる疾病等の予防や治療の推進及び、障がいや疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、それぞれの状況に応じた必要な医療が受けられるよう、医療体制の整備促進や専門機関との連携強化を図ります。

◆施策の体系

基本目標２ 保健・医療体制の充実

- (１) 健康づくりの推進
- (２) 医療体制の充実
- (３) 障がいの早期発見・早期療育の推進

(１) 健康づくりの推進

No.	施策名	施策内容	担当課
15	健康増進の支援	○障がいのある人それぞれに応じて、幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実に取り組むとともに、医療が必要な場合は医療機関につなげます。	健康推進課
16	歯科治療の受診 機会の確保	○障がいのある人が、より身近なところで歯科治療を受けられるように、桑員歯科医師会と連携して県の実施する「みえ歯ートネット事業」に取り組めます。 ○障がいのある人の歯科治療に対する理解を深めるとともに、訪問歯科診療等により、歯科診療の受診機会の確保に努めます。	健康推進課

(2) 医療体制の充実

No.	施策名	施策内容	担当課
17	救急医療体制の充実	○いなべ医師会による在宅医当番制度（一次救急医療）体制の確保や圏域の中核病院であるいなべ総合病院の病院群輪番制度（二次救急医療）及び24時間救急医療体制の維持・確保をするため財政支援を実施します。	健康推進課
18	医療費の助成	○障がいのある人が必要な医療を適切に受診することができるよう、医療費助成制度の周知と適正な助成を実施します。	保険年金課

(3) 障がいの早期発見・早期療育の推進

No.	施策名	施策内容	担当課
19	各種健診・予防接種の実施	○疾病を予防するため、妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健（検）診、予防接種を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制の充実により、疾病の早期発見に努めます。	健康推進課 母子保健課
20	早期療育体制の整備	○保健師による定期健診を通じて支援が必要な乳幼児とその保護者を支援します。また、発育・発達について、きめ細やかな支援を行うため、定期的に保育所、関係各課と情報交換を行います。 ○発達相談における発達検査の結果を含めた子どもの様子や保育園での様子から療育の必要性を判断し、早期療育につなげます。 ○就学前の支援を必要とする児童及び保護者に対して、子どもが在籍する園と連携しながら療育支援を実施します。 ○早期の適切な療育の実現に向けて、いなべ総合病院を中心とした医療機関等との連携強化を図ります。	発達支援課 母子保健課 保育課
21	発達支援医療連携推進事業	○地域の基幹病院であるいなべ総合病院から専門医の派遣を受け、医療連携会議への参加や園及び学校への巡回訪問を実施することで、地域における発達支援医療連携体制の推進を図ります。	発達支援課

基本目標3 日常生活への支援の充実

◆方針

障がいのある人一人ひとりが、安心して安全な日常生活を送ることができるよう、各種支援制度の充実や地域生活を支えるサービス提供体制の整備に取り組みます。また、緊急時も安心して日常生活を送ることができるよう、関係団体や事業所、専門機関、地域、行政の連携を促進します。

◆施策の体系

基本目標3 日常生活への支援の充実

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 生活支援の拡充
- (3) 福祉人材の確保と活躍推進
- (4) バリアフリーの推進
- (5) 防災・防犯対策等の充実

(1) 福祉サービスの充実

No.	施策名	施策内容	担当課
22	訪問系サービスの充実	○訪問系サービスの充実を図るため、重度訪問介護事業所等の地域資源の開発を行い、障がいのある人の居宅での生活を支援します。	障がい福祉課
23	日中活動系サービスの充実	○障がいのある人の状況に応じて、生活介護や就労継続支援等のサービスを提供します。 ○障がいの程度にかかわらず、誰でも生活介護を利用できるよう「医療的ケア等支援事業補助金」「重度障害者加算助成」など事業所に支援することにより、障がいのある人の社会参加を促進します。	障がい福祉課
24	居住系サービスの充実	○継続してグループホーム等のニーズの把握を行い、障がいのある人が地域で自立した生活を送り、親亡き後の居住の場としてグループホームの整備を促進します。	障がい福祉課
25	地域生活支援事業の推進	○障がいのある人や介護者の地域生活を支援するため、日中一時支援事業や移動支援事業等の地域生活支援事業の充実に努めます。	障がい福祉課

No.	施策名	施策内容	担当課
26	家族介護者への支援	○短期入所事業等を充実させ、障がいのある人を介護する家族の負担を軽減します。また、緊急時の受け入れ体制の充実に努めます。	障がい福祉課
27	福祉サービスの質の向上	○自立支援協議会やなないろコネクトを通じて事業者間の情報共有や連携を強化し、質の高いサービスの提供を支援するとともに、相談支援専門員の確保に努めます。 ○強度行動障がいの状態にある人の支援に関する研修や支援体制の整備を推進します。	障がい福祉課
28	各種福祉手当の実施	○在宅で生活する障がいのある人の経済的支援として特別障害者手当、障がい児福祉手当を支給します。	障がい福祉課

(2) 生活支援の拡充

No.	施策名	施策内容	担当課
29	障がいのある人の地域移行	○障がいのある人の地域生活への移行・定着に向け、補助金の交付などを通して受け皿となるグループホームの開設を促進するとともに、在宅サービスの充実を図ります。 ○重度の利用者や、退院後の人が利用できるよう、福祉サービスの充実を図ります。 ○障がい者地域活動支援センター強化事業を通して、自立した日常生活を送ることに自信のない障がい者等に家事技能及びマナー習得の場を提供します。	障がい福祉課
30	自立支援協議会の充実	○障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、自立支援協議会において、関係機関との連携のもとで、個別事例の検討を行います。抽出された課題を踏まえ、地域支援体制の整備を図ります。	障がい福祉課

(3) 福祉人材の確保と活躍推進

No.	施策名	施策内容	担当課
31	福祉事業従事者の確保と質の維持・向上	○生活支援員、ホームヘルパー等の障がいのある人が地域で生活する上で欠かせない福祉人材の確保のため、関係団体・施設と連携した人材確保施策の展開や研修等を行い、量的な確保及び質的な向上に取り組みます。 ○手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するための手話奉仕員を養成するため研修を行い、人材確保に努めます。	障がい福祉課
32	ボランティアに関する情報提供体制の充実	○NPO、ボランティア団体への活動支援を行い、市民活動の場を創出します。 ○多様化する市民活動団体の活動やニーズに応じて、個々の要望や課題に迅速に対応します。 ○ボランティア等への参加意欲がある市民に対して効果的に周知・啓発を行います。	市民活動室

(4) バリアフリーの推進

No.	施策名	施策内容	担当課
33	公園、道路等のバリアフリー化の推進	○都市公園、道路等の改修や整備時には、誰もが利用しやすいよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づいてバリアフリー化を進めます。	建設課 管理課
34	安定した公共交通機関の確保	○無料の福祉バスを運行することで、気軽に出かけられる環境を作り、外出を支援するため安定運行を図ります。 特に鉄道との乗り継ぎの円滑化を念頭に置き、鉄道に対する支援も継続することで、安定運行につなげます。	交通政策課
35	施設のバリアフリー化の推進	○「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、新設・既存施設のバリアフリー化を推進します。 ○長寿命化計画に基づき、計画的に老朽化した施設の改修に取り組みます。	生涯学習課 保育課 長寿福祉課

(5) 防災・防犯対策等の充実

No.	施策名	施策内容	担当課
36	防災情報の提供体制の整備	○「いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」に基づき、地域の共助によるつながりや防災アプリを通して、防災に関する情報を障がいのある人へ直接伝達できる体制を構築します。	防災課
37	避難行動要支援者に対する支援体制の整備	○避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間での共有を図ります。 ○避難行動要支援者名簿をもとに関係者と連携し、具体的な避難方法についての個別支援計画の作成を推進します。	防災課
38	災害時における医療体制の整備	○桑員地域災害医療対策部会を中心に、災害発生時に、市町・医療機関・消防・警察等が連携して、迅速かつ適切な医療が提供できるよう、医療体制の整備・充実を図ります。	健康推進課
39	福祉避難所の整備	○福祉避難所の協定を結んだ事業所が災害時に機能できるよう、福祉用具や食料品の備蓄を引き続き行います。また障がいのある人やそのご家族に向けて、福祉避難所の周知に努めます。	障がい福祉課 防災課 長寿福祉課
40	防犯体制の啓発、防犯活動	○定期的にいなべ市生活安全協議会を開催し、関係機関、防犯団体との連携を強化するとともに、防犯ボランティアの新規結成や自治会活動を促進し、防犯活動を推進します。 ○いなべ市犯罪被害者等支援条例に基づき各種取り組みを推進します。	総務課
41	災害弱者への理解の促進	○災害時の避難等に支援が必要な障がいのある人について、自治会等による支援の必要性を周知するとともに、被災者による自助・共助についての講演会を実施するなど、防災についての継続的な啓発を行います。	障がい福祉課

基本目標4 多様な社会参加の促進

◆方針

障がいのある人が、生きがいを持って日常生活を送ることができるよう、生涯にわたって多様な社会活動や文化芸術活動、スポーツ活動に取り組むことができる環境を整えるとともに、就労の場の確保を促進します。

◆施策の体系

基本目標4 多様な社会参加の促進

- (1) 社会参加と交流の促進
- (2) 生涯学習活動の推進
- (3) 就労支援、就労継続支援の充実

(1) 社会参加と交流の促進

No.	施策名	施策内容	担当課
42	地域交流の促進	○心のバリアフリーの醸成に向けて、文化的交流、パンやお菓子の製造販売、野菜等の販売やイベントを通じ、地域の方との交流する機会を創ります。	障がい福祉課
43	外出支援の充実	○障がいのある人が、安全に安心して外出し、それぞれの特性に応じて社会参加ができるよう、外出支援のサービスとしてタクシー料金を助成し、障がいのある人の外出を支援します。 また、利用者のニーズと利用状況を踏まえ、助成の在り方を検討します。	障がい福祉課

(2) 生涯学習活動の推進

No.	施策名	施策内容	担当課
44	スポーツ活動への参加機会の充実	○障がいのある人のスポーツへのニーズに対応するため、スポーツ協会等のスポーツ団体、福祉団体の協力を得ながら、障がい者スポーツ大会の開催等を支援します。 また、障がい者用のスポーツに必要な機材の導入等についても検討します。 ○スポーツ施設等について、障がいのある人も利用しやすいよう、合理的配慮を推進します。	障がい福祉課 生涯学習課
45	文化・芸術活動への参加機会の充実	○障がいのある人が文化・芸術活動に参加しやすくなるための手話通訳者や要約筆記者等の派遣や、障がいのある人に対応した教室・講座の開催、公共図書館では、大活字本及び点字図書の整備等の他、電子図書館による拡大・読み上げ機能等、様々な手法を通じて参加促進の支援を行います。	障がい福祉課 生涯学習課

(3) 就労支援、就労継続支援の充実

No.	施策名	施策内容	担当課
46	企業等における理解の促進	○障がいのある人や、障がいの特性についての理解促進を進め、障がいのある人が就労できる環境の整備に努めます。 「おら・わーくワーキンググループ」で、企業訪問やシンポジウムを通して一般企業への働きかけを行います。 ○ホームページや広報誌において、障がいのある人の雇用についての情報や「障害者雇用支援月間」、法定雇用率等の周知を図ります。 ○毎年、市とハローワーク桑名が連携して開催する「学卒求人説明会」にて、障がい者雇用に関する説明を行い、資料を配布することで、企業等における理解の促進を図ります。	障がい福祉課 商工観光課

No.	施策名	施策内容	担当課
47	一般就労に向けたマッチング支援	○障がいのある人の一般就労の促進に向け、関係機関や事業所、支援団体等と連携を強化し、情報共有を行います。また、障がいのある人とその保護者の不安の解消に努め、企業との意見交換や雇用への働きかけの機会を創出します。 ○企業と一般就労をめざす障がい者の出会いの場として「障がい者就職面接会」をハローワークと開催することで、障がい者雇用促進につなげます。	障がい福祉課
48	一般就労への移行	○障がいや病気により、仕事をすることに困難を抱えている人のために、就労移行支援事業やハローワーク、相談支援事業所など多機関が連携し、一般就労に向けた支援を行います。 ○地域生活支援センター強化事業により、身の回りのことを、自分自身でできる力を身につけていくよう支援します。 ○障害者相談支援の充実により、生活実態に応じた支援を行います。	障がい福祉課
49	行政における雇用支援	○定員管理適正化計画に基づく職員数の範囲内において、障がいのある人の採用を計画的に進めます。 また、障がいのある職員の職業生活における活躍を総合的かつ効果的に推進するとともに、障がい者雇用の量的な拡大を図ります。	職員課
50	福祉的就労の充実	○障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、障がい特性に応じた創作活動や生産活動の機会の提供及び新たな福祉的就労の創出を図ります。 ○「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達に努めるとともに、付加価値の高い商品の販売を検討し、行政のみならず、広く企業等への周知・啓発を行い、販路拡大を支援します。	障がい福祉課

基本目標5 教育・保育・療育の充実

◆方針

障がいのある子ども一人ひとりの健やかな成長を促すため、障がいの状況に応じた教育・保育・療育体制の充実を図ります。就学前から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフステージ全体を通じた支援体制の整備と、インクルーシブ教育の普及を促進します。

◆施策の体系

基本目標5 教育・保育・療育の充実

- (1) 就学前児童への支援
- (2) インクルーシブ教育の推進
- (3) 途切れのない支援体制の整備

(1) 就学前児童への支援

No.	施策名	施策内容	担当課
51	障がい児への支援	○発達障がいの早期発見、早期療育を行うため、保育園等各種関係機関との連携を強化します。 在園児を対象とした個別療育及び小集団療育教室を開催し、子どもの発達を支援します。 ○子どもたちがそれぞれの違いを受け入れながら主体的に共に学び生活することをめざすインクルーシブ保育を推進します。 ○障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の身近な療育の場として、障がいのある子どもに基本的な動作の指導や知的技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う放課後等デイサービス、児童発達支援事業の充実を図ります。 ○長期休暇中の居場所として、日中一時支援事業所の充実に努めます。	発達支援課 障がい福祉課 母子保健課 保育課

No.	施策名	施策内容	担当課
52	保護者への子育て支援	○関係機関との連携を通じて、障がいのある子どもの保護者に対し、相談の機会、保護者同士の交流や活動、学習の場を提供することで、育児の不安や悩みを解消し、精神的負担の軽減を図ります。 ○保護者支援に携わる関係各課及び関係機関との連携をさらに深め、関係者による協働により多面的に保護者支援を行います。	発達支援課 障がい福祉課 母子保健課
53	保育士等の資質向上	○県や関係機関が開催する研修会に積極的に参加するとともに、言語聴覚士や県特別支援学校教諭による巡回研修・相談の機会を捉え、専門的な知識の習得を図ります。 また、加配保育士部会に発達支援アドバイザーの参加を要請し、支援力向上セミナーの実施やスタート研修を定期的に実施することで、保育士のスキルアップを図ります。	保育課
54	障がい児相談支援体制の充実	○子育てガイドブック等を活用し、県や市の各相談窓口の周知を図るとともに、学校、保育園等の身近な機関での相談により、適切な支援を受けられる体制を整備します。 ○各子育て支援センターにて、作業療法士等の専門職に相談できる機会づくりを行います。 ○チャイルドサポートの発達支援アドバイザーや公認心理師・作業療法士等の専門職による相談支援を実施します。 ○相談支援専門員を広く周知し、長期的なサポーターとしてかかわる存在であることの認知を高めるとともに、ケース会議等で相互連携を推進します。	発達支援課 障がい福祉課 母子保健課 こども手当課
55	保育所等訪問支援	○発達支援アドバイザーや作業療法士等の専門職員が保育園を訪問し、障がいのある子どもの対応方法などをアドバイスするなどして現場での保育を支援します。	発達支援課

No.	施策名	施策内容	担当課
56	多様な保育サービスの充実	○個々の状況に合った支援ができるよう、受け入れる園のバリアフリー化に努めるとともに、特別支援保育コーディネーターが中心となり、園内支援検討会を開催するなど、職員の資質向上を図り、柔軟な受け入れ体制を整備します。 個別支援の方向計画をもとに、支援を要する児童の状況について園内で情報共有を促進します。	保育課

(2) インクルーシブ教育の推進

No.	施策名	施策内容	担当課
57	特別支援教育の充実	○特別支援教育コーディネーターが中心となり、児童生徒一人ひとりに応じた適正な教育支援を行うとともに、特別支援コーディネーターの研修等の充実を図ります。 ○特別支援学級及び通級指導教室対象児童生徒に対し、個別の指導計画や、個別の教育支援計画（ハピネスファイル）に基づいて指導を行うとともに、通常学級においても必要に応じて個別の指導計画を作成し、市で計画の作成状況を把握し、活用を促進します。 ○市内小・中学校に副籍の導入を進め、インクルーシブ教育の推進を図ります。	学校教育課
58	教育上の相互理解	○障がいについての理解を深めるため、小学校において、障がい者通所施設や特別支援学校との交流を積極的に推進します。 ○障がい者施設への訪問や福祉施設からゲストティーチャーとして講師を招聘し、福祉教育の充実を図ります。（再掲）	学校教育課
59	学校施設、設備、教育備品の改善	○学校施設のバリアフリー化を進めるため、校舎改修時に「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づいて整備します。 ○特別支援学級籍児童生徒が増加傾向にあるため、児童生徒の人数や障がいの特性に応じた適切な教室数と教室環境の整備を図ります。	学校教育課 教育総務課

No.	施策名	施策内容	担当課
60	教員の専門性の向上	○特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任をはじめ、全職員の資質向上のため、研修等の充実を図るとともに、特別支援教育支援員の確保に努めます。	学校教育課 発達支援課
61	発達障がいや病気療養児への支援の充実	○ICTを活用し、発達障がいや病気療養児への支援の充実を図り、学習の機会を充実させます。	学校教育課
62	副籍の推進	中学校と特別支援学校の両方に学籍を置く、副籍の導入に向けて、員弁中学校をモデル校として北勢きらら学園の生徒と交流を深め、インクルーシブ教育の推進を図っています。（令和5年度実施予定）	学校教育課

（３）途切れのない支援体制の整備

No.	施策名	施策内容	担当課
63	就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築	○チャイルドサポート事業に関連する事業に取り組む担当課の職員が定期的に集まり、一貫した支援システムの充実に向けた検討を行います。 また、その取り組みを通じて、関係部署間の連携を強化します。 ○市内の保育園、小・中学校の特別支援コーディネーターや行政内の関係各課の担当者が一同に会し、学習会を開催。内容に応じて、市内の障がい福祉サービス事業所の参加を得るなど、関係機関間の連携体制づくりを推進します。	発達支援課 障がい福祉課 母子保健課 保育課 学校教育課
64	ハピネスファイルの活用	○個人用の相談支援ファイル「ハピネスファイル」を活用した情報の引継ぎにより、就学前から卒業、就労に至るまで、途切れのない支援、障がいの特性に合った合理的配慮が行えるよう体制を整備します。 ○支援の必要な人が正しく理解され、必要な支援が受けられるように、本人または保護者と関係機関が連携して、ライフステージでの相談や支援計画に活用します。	発達支援課 障がい福祉課 母子保健課 学校教育課

第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

1. 国の指針に基づく令和8年度の成果目標

本計画では、国の指針に基づき、令和8年度を最終目標年度とする成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者数のうち6%以上の人、令和8年度末までに自立訓練事業等を利用し、施設から地域生活へ移行できるよう取り組みます。

また、地域生活移行後の受け皿の整備を進め、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の入所者数のうち、5%以上の削減をめざします。

国の指針 (概要)	○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上削減することを基本とする。
--------------	--

■国の指針に基づく成果目標

項目	目標	考え方
令和4年度の末時点の施設入所者数 ※実績値 (A)	26 人	※下記目標値の算出基準値
令和8年度末の施設入所者数	24 人	令和8年度末時点の施設入所者数
【成果目標】 地域生活移行者の増加 (B)	2 人	(A) のうち、令和8年度末までに 地域生活に移行する人の目標値
	8 %	(B) / (A) が6%以上
【成果目標】 施設入所者の削減 (C)	2 人	(A) の時点から、令和8年度末時 点における施設入所者の削減目標値
	8 %	(C) / (A) が5%以上

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、あらゆる人が共生できる社会をつくるためにも、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築は重要な課題の1つとなっています。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についての国が定める成果目標は、都道府県において設定します。本市の関連施策については本計画中で別途掲載します。

国の指針 (概要)	○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ○令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の設定。 ○精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。
--------------	--

■国の指針に基づく成果目標

※三重県において設定

■目標設定

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、各種取り組みを推進します。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の名称	設置形態
地域生活移行促進部会（NEX）	圏域での協同設置

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人	22	23	24
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備は、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を柱として、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制を整備する取り組みです。

医療的ケアが必要な重症心身障がい、遷延性意識障がい、強度行動障がい、高次脳機能障がい等の支援が難しい障がいのある方等への対応が十分に図れるよう、医療機関や多職種との連携を強化し、地域全体で支援する体制を構築します。

本市では、これまで拠点としての整備ではなく、地域生活支援拠点の機能を組み合わせた面的支援ができるよう、関係各所と連携を図ってきました。今後は、障がいのある人やその介護者の高齢化にともない、より一層将来への不安が高まっているため、市単独（一部機能は圏域）での整備を実施します。

国の指針	○障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ○強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度までに、各市町村または圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
------	--

■国の指針に基づく成果目標

項目	目標
【目標値】 令和8年度末の地域生活支援拠点の整備数・整備単位	1ヵ所 【市で整備】 (一部機能は圏域)
【目標値】 令和6年度中の検証・検討数	1回
【目標値】 令和7年度中の検証・検討数	1回
【目標値】 令和8年度中の検証・検討数	1回
【目標値】 コーディネーターの配置	1人以上
【目標値】 地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所担当者の配置	1人以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労ができる環境を整えることは、自主的な社会生活を送るためにも大切なことです。一般企業への啓発や各就労移行支援を進めることで、令和8年度末までの就労移行支援事業の利用者数の目標及び一般就労へ移行した人の職場定着率の目標値を達成できるよう、一般就労後の支援の充実を図ります。

国の指針 (概要)	○令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。 ・就労移行支援事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援A型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援B型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。 ・就労定着支援事業 令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
--------------	--

■国の指針に基づく成果目標

項目	目標	考え方
【実績値】令和3年度の福祉施設から一般就労への移行者	0人	令和3年度の福祉施設から一般就労への移行者数の実績
【目標値】令和8年度末の福祉施設から一般就労への移行者数	1人 (- 倍)	令和8年度末に一般就労に移行する人数(令和3年実績の1.28倍以上)
【実績値】令和3年度末の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	4人	令和3年度末の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】令和8年度末の就労移行支援事業の移行者数	6人 (1.5倍)	令和8年度末の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 (令和3年実績の1.31倍以上)
【実績値】令和5年度における就労移行支援事業所数(A)	6カ所	令和5年度における就労移行支援事業所数見込
【目標値】令和8年度における就労定着率が5割以上の就労移行支援事業所数(B)	3カ所	令和8年度における就労定着率が5割以上の就労移行支援事業所数見込
【目標値】令和8年度における就労定着率が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	(B) / (A) が5割以上とする
【実績値】令和3年度末の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	0人	令和3年度末の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数の実績
【目標値】令和8年度末の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	1人 (- 倍)	令和8年度末の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和3年実績の1.29倍以上)
【実績値】令和3年度末の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	0人	令和3年度末の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数の実績
【目標値】令和8年度末の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	1人 (- 倍)	令和8年度末の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和3年実績の1.28倍以上)
【実績値】令和3年度末の就労定着支援事業を通じた一般就労への移行者数	6人	令和3年度末の就労定着支援事業を通じた一般就労への移行者数の実績
【目標値】令和8年度末の就労定着支援事業を通じた一般就労への移行者数	9人 (1.5倍)	令和8年度末の就労定着支援事業を通じた一般就労への移行者数 (令和3年実績の1.41倍以上)
【目標値】令和8年度における就労定着支援事業所数(A)	4カ所	令和8年度における就労定着支援事業所数見込
【目標値】令和8年度における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数(B)	1カ所	令和8年度における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数見込
【目標値】令和8年度における就労定着率が2割5分以上の就労定着支援事業所の割合	25%	(B) / (A) が2割5分以上とする

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針 (概要)	○児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容の推進 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(圏域での設置であっても差し支えない) 地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携のもとで児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。 ○保育所等訪問支援の実施 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。 ○児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
----------------------	--

■国の指針に基づく成果目標

項目	目標
【目標値】 令和8年度末の児童発達支援センターと同等の機能を持つ 機関の設置数・設置単位	1カ所 市単独設置
【目標値】 令和8年度末の障がい児の地域社会への参加・包容を推進 する体制の構築	1カ所 圏域設置
【目標値】 令和8年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達 支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数・実 施単位	◎児童発達支援事業所 1カ所 市単独実施 ◎放課後等デイサービス事業所 1カ所 市単独実施

項目	目標	考え方
【目標値】 令和８年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1 (※右記選択肢の番号)	1. 地域ネットワーク※を協議の場とする 2. 地域ネットワークに加えて市町単独で協議の場を設置 3. 地域ネットワークを協議の場とせず市町単独で設置 4. 協議の場を設置しない
【目標値】 令和８年度末の医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	圏域	令和８年度末までに配置する単位（市町単独実施か複数市町による圏域での実施か）

※地域ネットワーク：三重県では、e-ケアネットそういん、e-ケアネットよっかいち、にじいろネット及びみえる輪ネットのいずれか

（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

県が実施する研修会や障がい者自立支援協議会で実施する研修について、参加機会や参加者数を増やすことで、障がい福祉サービスの質の向上に一層注力します。

国の指針 (概要)	○令和８年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
--------------	---

■国の指針に基づく成果目標

項目	目標	考え方
【目標値】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	有	令和８年度末までの体制構築の有無

■目標設定

障がい福祉サービス等の質を向上させるために、各種取り組みを推進します。

区分	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用（県が実施する研修等への市職員の参加）	人	研修等への参加者数 15人	研修等への参加者数 15人	研修等への参加者数 15人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	共有回数 1回	共有回数 1回	共有回数 1回

(7) 相談支援体制の充実・強化等及び重層的支援体制の推進

本市では、すでに基幹相談支援センターを設置しており、今後も総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、訪問等による専門的な指導・助言を行います。

さらに、市は複雑化・複合化した困難事例に対応するため、関係機関等と役割分担や支援の方向性を協議し、包括的な支援体制を構築します。

国の指針 (概要)	○令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
--------------	---

■国の指針に基づく成果目標

項目	目標
【目標値】 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備	市で整備 (一部圏域)

■目標設定

成果目標で定めた相談支援体制の充実・強化に向けて、各種取り組みを推進します。

区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援 (基幹相談支援センター)		設置	市単独設置	市単独設置	市単独設置
地域の相談 支援体制の 強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	12	12	12
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	5	5	5
	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	12	12	12
	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う協議会の開催	回	12	12	12
重層的支援会議・支援会議の開催		回	4	4	4

2. 障がい福祉サービス等の見込み量

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅介護（ホームヘルプサービス）の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院の付き添い等を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者（全身性障がいのある人等）または知的障がい・精神障がいがあり、行動上著しい困難を有し常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、掃除等の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	重度の視覚障がいがあり、移動に著しい困難を有する障がいのある人に対して外出時にヘルパーを派遣して、移動時及び外出先で必要な移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上、著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6（児童については区分6相当）で、意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

■見込み量の考え方

居宅介護及び重度訪問介護はコロナ禍においても一定の利用者数がある一方、1人当たりの利用時間が減少傾向にありました。市内の事業所数が増えたことも踏まえ、利用者は微増、利用時間の増加を見込んでいます。

同行援護は過去6か年の平均利用者数及び利用時間の伸び率を乗じて見込んでいます。

行動援護はコロナ禍において利用者数、利用時間の減少がみられましたが、令和5年度は利用時間が増加傾向にあるため、利用者数の維持、利用時間がコロナウイルス流行前の水準に徐々に戻るものと想定して見込んでいます。

■見込み量（月平均）

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	500	520	540
	人	31	32	33
重度訪問介護	時間	1,200	1,400	1,600
	人	4	5	6
同行援護	時間	85	85	85
	人	7	7	7
行動援護	時間	40	40	40
	人	4	4	4
重度障害者等包括支援	時間	0	0	10
	人	0	0	1

（２）日中活動系サービス

①生活介護

■内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要である人に対して、昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会等を提供するサービスです。

■見込み量の考え方

生活介護は過去６か年増加傾向で推移しています。引き続き利用者、利用日数の増加傾向は続くものとして見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	2,300	2,340	2,400
	人	115	117	120

②自立訓練

■内容

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な方を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■見込み量の考え方

自立訓練（機能訓練）は、コロナ禍の影響により利用者・利用日数ともに減少していましたが、令和5年度に大きく利用が伸びたため、令和5年度の利用者数と同水準の利用が続くものと見込んでいます。

自立訓練（生活訓練）は、令和4年度、令和5年度と利用者が多い状態が続いているため、引き続き同水準の利用が見込まれるものとしています。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	人日	60	60	60
	人	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	人日	150	165	180
	人	10	11	12

③就労移行支援

■内容

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

■見込み量の考え方

コロナ禍により令和 3 年度、令和 4 年度と減少傾向にありましたが、令和 5 年度に増加に転じたため、コロナ禍前の水準に段階的に戻ってくると見込んで推計しています。

■見込み量

区分	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労移行支援	人日	75	75	90
	人	5	5	6

④就労継続支援

■内容

サービス名	内容
就労継続支援（A 型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がいのある人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（B 型）	一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった障がいのある人等に、生産活動等の機会を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行うサービスです。

■見込み量の考え方

就労継続支援は A 型、B 型ともに、過去 6 か年増減はあるものの増加傾向で推移しています。引き続き利用者、利用日数の増加傾向は続くものとして見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	人日	840	900	1,000
	人	42	45	50
就労継続支援（B型）	人日	1,800	1,890	1,980
	人	100	105	110

⑤就労定着支援

■内容

サービス名	内容
就労定着支援	新たに雇用された障がいのある人の就労継続を図るため、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。

■見込み量の考え方

就労定着支援は、令和3年度以降増加傾向で推移しています。引き続き利用者、利用日数の増加傾向は続くものとして見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人	5	7	9

⑥就労選択支援【新設】

■内容

サービス名	内容
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。

■見込み量の考え方

新設されたサービスのため、管内の事業所と連携してサービスの提供を行っていきます。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人	1	1	1

⑦療養介護

■内容

サービス名	内容
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする障がいのある人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、また、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

■見込み量の考え方

療養介護は、過去6か年緩やかな減少傾向で推移しており、引き続き同様の傾向で推移するものと見込んで推計しています。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人	6	6	6

⑧短期入所（福祉型短期入所・医療型短期入所）

■内容

サービス名	内容
福祉型短期入所	居宅で介助・介護する人が病気等の理由により障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
医療型短期入所	居宅で介助（介護）する人が病気等の理由により病院、診療所、介護老人保健施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

■見込み量の考え方

福祉型短期入所は、令和5年度に多くの利用がみられています。徐々にこれまでの利用水準に戻るものと見込んで推計しています。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型短期入所	人日	240	252	264
	人	40	42	44
医療型短期入所	人日	0	0	0
	人	0	0	0

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助	障がいのある人が、主として夜間に、共同生活を営む住居において、相談、入浴・排せつ、または食事の介護やその他の日常生活上の援助を受けることのできるサービスです。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

■見込み量の考え方

共同生活援助は、利用ニーズの高いサービスであり、これまでも増加傾向で推移してきました。引き続き高いニーズが続くものと見込み、増加傾向で推計しています。

施設入所支援は、コロナ禍の影響により減少傾向となっていますが、一定のニーズが見込まれるため、緩やかな減少傾向で見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人	60	65	70
施設入所支援	人	27	27	26
自立生活援助	人	0	0	1

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域移行支援・地域定着支援を利用する障がいのある人及び障がい児相談支援で対象となるサービス以外の障がい福祉サービスを利用する障がいのある子どもを対象に、それらのサービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行うサービスです。
地域移行支援	施設入所または精神科病院に入院している障がいのある人が、地域に移行するための住居の確保や活動に関する相談等の支援を受けることができるサービスです。
地域定着支援	居宅で生活する障がいのある人が、相談員との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態の相談等の支援を受けることができるサービスです。

■見込み量の考え方

計画相談支援は増減を繰り返しながらも増加傾向で推移しています。引き続き増加傾向で推移するものと見込み、推計しています。

地域移行支援は、令和4年度まで利用がありませんでしたが、令和5年度に1件の利用がみられました。引き続き地域移行を希望する方に対応できるよう、利用を見込みます。

また、地域定着支援についてはこれまで利用がありませんでしたが、地域移行支援同様、地域生活を安心して送ることができるよう、サービスの利用を見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	105	107	110
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

3. 地域生活支援事業（必須事業）等の目標設定及び見込み量

（１）理解促進研修・啓発事業

■内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発等を実施する事業です。

■見込み量の考え方

現在行っている理解促進研修・啓発事業を継続して実施します。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

（２）相談支援事業

■内容

事業名	内容
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止等の取り組みを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業 （基幹相談支援センター・市委託相談支援事業）	障がいの種別にかかわらず、障がいのある人の自立支援を目的とした総合的な相談窓口を開設します。行政や関係機関との連携を図り、相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、障がいのある人の福祉の向上をめざします。 相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援に対応できるような、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士・保健師・精神保健福祉士等）を配置します。 基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。

■目標設定

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

(3) 成年後見制度利用支援事業等

■内容

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等を適切に行うことができる法人を確保し、市民後見人制度の活用を含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人への権利擁護を図ります。

■見込み量の考え方

成年後見制度利用支援事業は、令和4年度に1件の利用がみられました。引き続き障がい者の権利擁護のため、利用を見込みます。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	3	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

(4) 意思疎通支援事業

■内容

事業名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の支援を行います。

■見込み量の考え方

意思疎通支援事業は、コロナ禍以降高いニーズがみられており、引き続き同様のニーズが見込まれるものとして推計しています。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	人/年	120	120	120
要約筆記者派遣	人/年	5	5	5
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1

(5) 手話奉仕員養成研修事業

■内容

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

■見込み量の考え方

手話通訳者派遣の高いニーズを鑑み、令和5年度の実績を踏まえて令和6年度以降も同様の水準で見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	12	12	12

(6) 日常生活用具給付等事業

■内容

事業名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、入浴、調理、移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計等、在宅療養生活等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装置等、排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	居宅における円滑な生活動作等を図るため、用具設置に伴う既存住宅の改修費用の助成を行います。

■見込み量の考え方

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、住宅改修費は過去の6か年のうち特異な年度の実績を除いた平均値を採用し、利用を見込んでいます。

排泄管理支援用具は、過去の6か年のうち特異な年度の実績を除いた利用状況を踏まえ、利用件数と伸び率より推計しています。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	4	4	4
在宅療養等支援用具	件/年	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	8	8	8
排泄管理支援用具	件/年	900	910	920
住宅改修費	件/年	2	2	2

(7) 移動支援事業

■内容

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を行うための移動支援を行う事業です。

■見込み量の考え方

移動支援事業は、コロナ禍の影響により一時的に利用は落ち込んだものの、令和3年度より利用が増加傾向となっています。徐々にコロナ禍前の水準に戻ることを見込んで推計しています。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間/年	2,300	2,400	2,500

(8) 地域活動支援センター事業

■内容

事業名	内容
地域活動支援センター事業（基礎的事業）	地域活動支援センターの機能強化を図るとともに、障がいのある人の日中の通いの場として、創作活動や生産活動等の機会の提供や、社会との交流の促進に取り組む事業です。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業（基礎的事業）	実施の有無	有	有	有

4. 地域生活支援事業（任意事業）等の見込み量

（１）地域生活支援事業（任意事業）等

■内容

事業名	内容
日中一時支援	知的障がいまたは身体障がいのある人や障がいのある子どもの介護者が、日中一時的に介護できなくなったとき、障がい者支援施設において支援を行います。
訪問入浴サービス事業	身体に障がいがあり、在宅で入浴が困難な人の居宅を訪問し、入浴器具を備えたサービス車を巡回派遣し、介助員が入浴サービスを行う事業です。
視覚障害者生活訓練事業	視覚障害者等に対して、日常生活に必要な訓練、指導等を通じて、視覚障害者等の地域生活を支援する事業です。
巡回支援専門員整備	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもや保護者が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の担当職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
家庭・教育・福祉連携推進事業	教育・福祉の連携を強化し、障がいのある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を配置し、教育と福祉の連携や保護者支援を推進する事業です。

■見込み量の考え方

日中一時支援、訪問入浴サービス事業は、過去の６か年のうち特異な年度の実績を除いた利用状況を踏まえ、利用件数と伸び率より推計しています。

巡回支援専門員整備及び家庭・教育・福祉連携推進事業は、継続して事業を展開します。

■見込み量

区分	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
日中一時支援	人/年	100	105	110
訪問入浴サービス事業	人/年	4	4	4
視覚障害者生活訓練事業	人/年	12	12	12
巡回支援専門員整備	有無	有	有	有
家庭・教育・福祉連携推進事業	有無	有	有	有

5. 障がい児支援事業の見込み量

(1) 障がい児支援サービス

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子どもに対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施したり、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある子どもに対して、その施設を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいのある子ども等の重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がいのある子どもに、支給決定または支給決定の変更前に利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■見込み量の考え方

児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援は、増加傾向で推移しており、今後も増加が見込まれるとして推計しています。

保育所等訪問支援は令和4年度に利用がみられました。引き続き障がいのない子どもとの集団生活への適応のための支援を行えるよう、利用を見込みます。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	210	220	230
	人	28	32	35
医療型児童発達支援	人日	0	0	10
	人	0	0	1
放課後等デイサービス	人日	900	925	950
	人	73	75	80
保育所等訪問支援	人日	4	4	4
	人	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	10
	人	0	0	1
障がい児相談支援	人	38	40	42

(2) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

■内容

事業名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込み量の考え方

現在圏域でコーディネーターを1人配置しており、引き続き現状を維持していきます。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	市単独	0	0	0
	圏域	1	1	1

6. その他の活動指標

(1) 発達障がい者等に対する支援

■内容

事業名	内容
発達障がい者等に対する支援	発達障がいの早期発見・早期支援のため、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を通して発達障がい者の家族等に対する支援体制の充実を図るサービスです。また、ピアサポートの活動により、当事者目線での情報発信や、当事者同士の共感の場づくりを行います。

■見込み量の考え方

これまでの実績を踏まえ、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの配置人数を見込んでいます。

ピアサポートの活動への参加人数はこれまで0人でしたが、令和6年度以降1人以上の配置ができるよう努めます。

■見込み量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数	12	12	12
ペアレントメンターの人数	配置人数	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	配置人数	1	1	1

第6章 計画の推進体制

1. 市民、団体等との連携による計画の推進

(1) 計画の市民への周知・情報伝達

本計画はホームページ等を通じて公表し、広く市民に周知します。特に、障がいや障がいのある人についての理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みについては、地域との連携と協働が不可欠であることから、関係各課との連携のもと重点的に広報を行います。

(2) 団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、専門機関等との連携しながら計画を推進します。

2. 障がい福祉及び障がい児支援事業の円滑な提供のための推進体制

(1) いなべ市障害者自立支援協議会との連携

本計画における障がい福祉施策については、いなべ市障害者自立支援協議会を通じて、施策に関する様々な意見を取り入れながら推進します。

(2) サービス提供事業者の育成・確保

障がい福祉及び障がい児支援事業の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報の提供や交換を行うとともに、事業所が参入しやすい環境づくりに努めます。

また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所についての情報を提供します。

(3) 広域の連携

広域的な対応が望ましい障がい福祉及び障がい児支援事業については、県や関係市町と連携して提供体制の充実を図ります。

3. 計画の進捗管理

毎年、本計画の進捗状況について PDCA サイクルの手法を活用して定期的な確認を行い、いなべ市障害者自立支援協議会が中心となって進捗状況を点検・評価することで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直し等を行います。

■計画の進捗管理の PDCA サイクル

